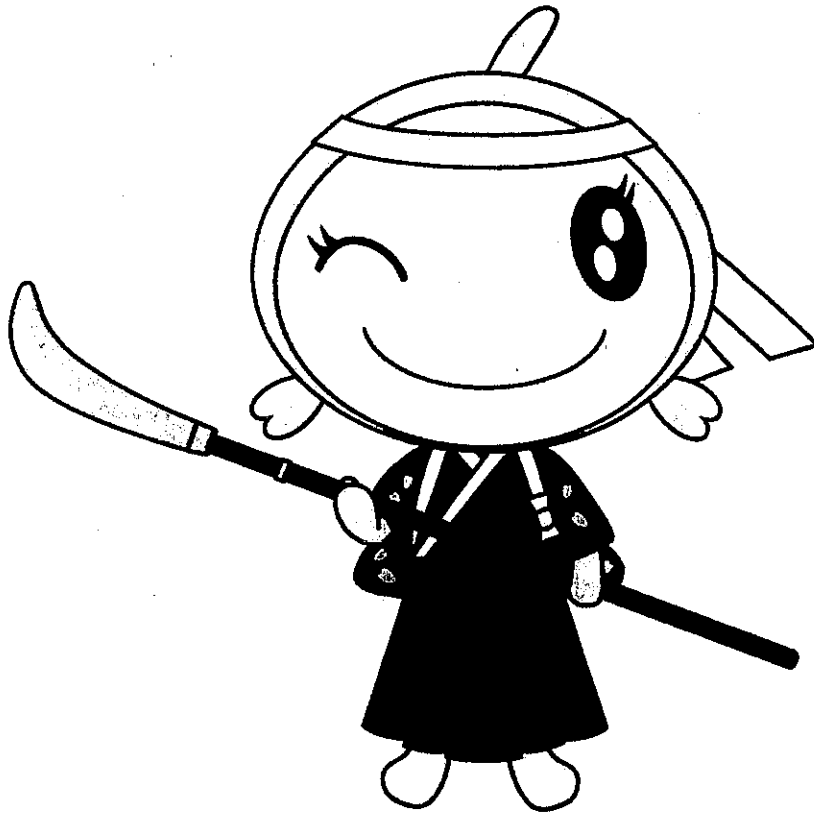


令和4年度

教育委員会点検・評価報告書

(令和3年度対象)



令和4年9月

滑川町教育委員会

目 次

1	はじめに <教育委員会の事務の点検・評価に当たって>	1
2	教育委員会の概要について	2
3	教育委員会の事務の点検・評価の基本方針	3
4	教育委員会における自己点検・評価結果について	7
	第1部 教育委員会会議及び教育委員の活動	
	【1】点検評価を行う上での視点	7
	【2】令和3年度教育委員会会議の開催実績と教育委員の主な活動	8
	【3】分析に基づく点検・評価結果	10
	【4】令和3年度の教育委員会会議・教育委員の活動における主な改善事項	12
	第2部 教育委員会の主要施策	
	【1】確かな学力を育む教育の推進	14
	【2】豊かな心を育む教育の推進	20
	【3】健やかな体を育む教育の推進	24
	【4】教育的ニーズに応じた教育の推進	28
	【5】円滑で継続性・連続性のある教育の推進	32
	【6】夢や志を持ち挑戦する力	34
	【7】学校における指導体制の改善	36
	【8】家庭・地域の力を生かした教育の推進	38
	【9】学びを支える環境づくり	40
	【10】学び続ける環境の整備	43
	【11】文化芸術活動の推進と文化遺産の保護	46
	【12】スポーツ・レクリエーション活動の推進	49
	第3部 教育に関し学識経験を有する者の意見	51
5	結びに	61
	資 料	
	令和3年度滑川町教育委員会行政重点施策	62
	用語解説	69
	滑川町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価実施要綱	71

※各ページにおける注については、69・70ページにまとめて記載しています。

1 はじめに <教育委員会の事務の点検・評価に当たって>

教育委員会の事務の点検・評価制度の導入について

平成18年12月の教育基本法の改正及び平成19年3月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）が改正され、「教育委員会の責任体制の明確化」を目的として、同法第27条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定された。

この規定により、平成20年4月から、すべての教育委員会自らが毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、これを公表することが義務付けられた。

また、「点検・評価」を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされた。

滑川町教育委員会では、同法に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たすため、今年度も、教育委員会の事務に関する点検・評価を実施し、報告書にまとめた。

教育委員会の「点検・評価」の導入については、「教育委員会の点検・評価に関する参考資料」（法施行準備版）（平成20年3月 文部科学省）に次のように記述されている。

(1) 点検・評価の導入の目的

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の教育委員会が決定する教育行政に関する基本方針のもと、教育長及び事務局が広範かつ専門的な具体の教育行政事務を執行するものです。

このため、事前に教育委員会が立てた基本方針にそって具体的な教育行政が執行されているかどうかについて、教育委員会自らが事後にチェックする必要性が高いものと考えられます。また、教育委員会が地域住民に対する説明責任を果たし、その活動を充実することが求められています。

教育基本法の改正で、国民一人一人が豊かな人生を実現し、我が国が一層の発展を遂げ、国際社会の平和と発展に貢献できるよう、これまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしながら、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めることなどについて規定された。

本教育委員会では、この法律に基づき、第3期滑川町教育振興基本計画の下、教育委員会の事務の「点検・評価」を実施し、更なる改善・改革を推し進めることで、教育行政の中心的担い手としての役割を発揮し、更なる充実を図ることを目指している。

令和3年度は5か年計画となる「第3期滑川町教育振興基本計画」の初年度であった。町づくりの目標である「住んでよかったまち 生まれてよかったまちへ 住まいるタウン滑川」を踏まえ、「学んでよかったまちへ 一チーム滑川での教育一」を目標とした。これにより、町への誇りと愛着を持つ人の思いをつなぎ、

受け継いできた古き良きものと新しい知恵・技術を、滑川町の暮らしを長く支えた沼（農業用ため池）のごとく、なくてはならないものとなるよう町民の心にしみ込ませることにより、社会的・職業的に自立し、他者と共生することで、社会に貢献する人材を育成することを示している。先行きが不透明な時代だからこそ、人材の育成が重要であり、その人材の英知を結集し、更なる人づくり、地域づくりをしていかなければならないと実感している。

学校教育や社会教育によって育成された人材が社会を構成することで、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会の持続的な成長・発展に結びつくものとなるよう注力していく。

《参考》地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 教育委員会の概要について

前提となる教育委員会の概要については、次のとおりである。

(1) 教育委員会制度の仕組み

教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、全ての都道府県及び市町村等に設置されており、首長から独立した行政委員会として位置付けられている。教育委員会は、教育行政における重要事項や方針を決定し、それに基づき、教育長が具体的な事務を執行している。

(2) 教育委員会の意義

政治的中立性の確保

個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

継続性、安定性の確保

教育は、子供の健全な成長発達のため、学習期間を通じ一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。

地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとって身近に関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要。

(3) 教育委員会の特性

教育委員会の特性としては、首長から独立した行政機関であること、合議制^{注1}の執行機関であること、住民による意思決定（レイマンコントロール^{注2}）の3点が挙げられる。

(4) 教育委員会の委員

職名	氏名	現在の職業
教育長職務代理者	岩崎 千恵子	学校非常勤講師
教育委員	吉野 さつき	学童保育運営協議会代表
教育委員	飛田 聡保	J A職員
教育委員	中山 達朗	私立高校職員
教育委員（教育長）	馬場 敏男	教育長（H31～）

3 教育委員会の事務の点検・評価の基本方針

(1) 目的

滑川町教育委員会は、地教行法に基づき、権限に属する事務の管理及び執行の状況を自ら点検評価をし、その結果を報告書にまとめ、議会に提出するとともに、町民に公表することとした。

この「点検・評価」は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民に対する説明責任を果たすことを目的とする。

(2) 「点検・評価」の対象及び方法

教育委員会制度の意義を踏まえるとともに、地教行法の改正趣旨などに鑑み、令和4年度における教育委員会が行う事務の管理・執行状況の「点検・評価」については、評価対象年度を令和3年度とし、次の3部構成で行うものとする。

① 教育委員会会議及び教育委員の活動【第1部】

教育委員会が教育行政の中心的な担い手としてその役割を果たすためには、まず、教育委員会がその機能を発揮しているかどうか重要な視点であることから、教育委員会会議及び教育委員の活動について、「点検・評価」を実施し、今後に向けた課題検討を行うとともに、町民への説明責任を果たすものとする。

② 教育委員会の主要施策【第2部】

滑川町では、教育基本法第17条に基づき、中長期的な視点に立って滑川教育のあるべき姿を示し、総合的・体系的な教育施策を進めていくことを目的として、第1期計画を平成22年度末に滑川町教育振興基本計画

(平成23年度～平成27年度)として策定し、教育行政を推進してきた。第2期計画を27年度末に策定し、令和2年度末に、令和3年度からの5年間に取り組む本町教育の基本目標と施策を「第3期滑川町教育振興基本計画(令和3年度～令和7年度)」(以下「第3期計画」という)として策定した。「第3期計画」は、国の第3期教育振興基本計画(平成30年度～令和4年度)を参酌しつつ、第3期埼玉県教育振興基本計画「生きる力と絆の埼玉教育プラン」(令和元年度～令和5年度)、第5次滑川町総合振興計画(後期基本計画)(令和3年度～令和7年度)との整合性を図りながら、3つの基本目標と12の施策、61の取組を掲げている。

「第3期計画」に掲げられた教育委員会所管の主な施策について、年度別実施計画である「令和3年度滑川町教育行政重点施策」に沿って推進した事業の中で、学力向上、いじめ・不登校等の重要な教育課題への対応を取り上げ、施策レベルでの「点検・評価」を行い、「第3期計画」の初年度の実績をふり返り、課題検討を行うとともに、町民への説明責任を果たすものとする。

【評価様式】

施策名	滑川町教育振興基本計画における施策名
目的	重点的に取り組んだ施策等の目的や達成目標
施策指標	滑川町教育振興基本計画における施策指標
実施内容	当該年度において特に重点的に推進した具体的な取組とその達成状況
結果・成果・改善事項等	取組による成果及び課題、今後の方針等
評価	滑川町教育振興基本計画における施策指標達成状況等 【施策の評価】 <input type="checkbox"/> A 指標を100%達成している状況あるいは十分な成果を得られた状況 <input type="checkbox"/> B 概ね計画どおり進捗している状況あるいは一定の成果を得られた状況 <input type="checkbox"/> C 計画に比べ遅れている状況あるいはあまり成果が得られていない状況 <input type="checkbox"/> D 未着手の状況あるいは成果が得られていない状況 (学識経験を有する者の意見も勘案し評価した。)

◎評価については、評価区分やその方法も含め、これまでの評価委員からの意見を反映させ、施策指標の達成度のみでなく、施策指標以外の取組実績及び成果も含めて評価している。以下、昨年度までの評価委員の意見の抜粋を掲載する。

<平成29年度（H28） 評価委員の意見より>

- ・各学校が実態にあわせて取り組んでいる内容は分析結果を踏まえたものになっている。「数値」だけにこだわる必要はないと個人的には考える。
- ・工夫して町民に分かりやすい情報提供をし、説明責任を果たすことを期待します。
- ・過去数年にわたって達成できていないいくつかの目標については、問題解決へのアプローチを再検討する必要があるようです。しかしながら全体的には、次のステップに移行した結果として新たに問題が認識されたのであり、教育行政としては順調に進んでいると見るべきです。

<平成30年度（H29） 評価委員の意見より>

- ・報告書が膨大なだけに町民への説明方法を考えたい。

<令和元年度（H30） 評価委員の意見より>

- ・報告書の中に「教育委員」による評価が入ってきていることから教育委員会の事務執行に一体感がある。これまでたくさんの市や町の点検・評価を行ってきたが、初めてのことである。「チーム滑川町教育委員会」の積極的姿勢を感じる。
- ・埼玉県教育振興基本計画及び重点施策の第三期がスタートした。第二期の検証と成果を踏まえた件の施策を滑川町の実態を考慮し滑川町らしい教育委員会活動を考えていってほしい。

<令和2年度（R元） 評価委員の意見より>

- ・同じ施策であっても、新たに創意工夫することが大切であり、何も工夫せずに実施し、これを評価するのは得策ではない。
- ・次年度はコロナ禍の1年間を評価することになる。中止にするにしても、それまでの過程が非常に大切となり、準備段階の内容や、評価基準の変更等も視野に入れながら、特別な教育委員会評価にする必要もあるのではないかと。
- ・目標値を達成してしまっている状況があるのであれば、評価の観点を変え、指標の設定を変えるなどし、工夫した見方をする事で新たな課題が見えてくることもある。
- ・評価をするだけでなく、きちんと結果の見届けを行い、次年度以降に生かせるようにしなければならない。

<令和3年度（R2） 評価委員の意見より>

- ・第2期滑川町教育振興基本計画の最終年度となり、「まとめ」の年度となったが、「まとめ」の年度にふさわしく、教育委員会の意義などが改めて明確になっている。
- ・コロナ禍であるが、「今、何ができるか」「今だからできることは何なのか」を基本的な対応の方針として、施策の実現に向けて多様な方策を持って実施することができている。
- ・チーム滑川町教育委員会の体制が年々強固なものになっている。

② 教育に関し学識経験を有する者の意見【第3部】

教育委員会の行った上記（第1部及び第2部）の「点検・評価」に対して、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用し、「点検・評価」の内容や評価方法のあり方など、学識経験を有する者の視点から検証を行い、今後に向けた改善・改革への一助とする。

4 教育委員会における自己点検・評価結果について

第 1 部

教育委員会会議及び教育委員の活動

【1】「点検・評価」を行う上での視点

教育委員会が機能を発揮できているか否かに関する「点検・評価」を行うにあたり、評価の視点を明確にした。

〈教育委員会機能の発揮の視点〉

- 1 教育委員会会議の効果的・効率的な運営
 - (1) 問題の明確化と情報整理
 - (2) 教育課題や今後の方向性への審議充実
- 2 教育課題への対応
 - (1) 町民のニーズや社会環境変化への適応
 - (2) 教育現場の実態を把握
- 3 教育委員会事務局との連携
 - (1) 教育委員会事務局からの情報提供の充実
 - (2) 施策決定への関与
- 4 説明責任の遂行
 - (1) 教育施策点検結果の公表
 - (2) 教育委員会会議・委員活動状況の公表

【2】令和3年度教育委員会会議の開催実績と教育委員の主な活動

教育委員会会議は、毎月1回定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会を開催しており、令和3年度においては、次のとおり会議を開催した。学校訪問・出席行事等については、コロナの感染状況等も勘案し、可能な範囲で訪問・参観を行った。令和2年度は訪問や参観が困難となり、出席なしとする部分が多かったが、令和3年度はその都度状況を確認し、実施することができた。また、学校園の対応方針を決定するため個々への意見聴取も記載はないが実施している。

＜令和3年度教育委員の主な活動＞

月	会 議	学校等訪問	その他出席行事等
4月	定例会④（15日）	コロナ禍のため式典は参加なし	<ul style="list-style-type: none"> ・辞令伝達式 ・幼稚園入園式（出席なし） ・小中学校入学式（出席なし） ・滑川町総合教育会議^{注3} ・比企地区市町村教育委員会連合会
5月	定例会⑤（19日）	中学校体育祭（見学のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県市町村教育委員会連合会総会 ・関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会（中止） ・滑川中学校体育祭（出席なし）
6月	定例会⑥（14日）	福田小学校運動会（見学のみ） 幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・福田小学校運動会（出席なし） ・いじめ問題対策連絡協議会
7月	定例会⑦（27日）	「三門館跡・泉福寺」視察 エコミュージアムセンター、図書館視察	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育総合推進協議会 ・西部地区人権教育実践報告会（紙面開催） ・県市町村教育委員会教育委員研究協議会（資料配付のみ） ・比企地区市町村教育委員会連合会
8月	定例会⑧（24日）		<ul style="list-style-type: none"> ・戦争と平和を考える2020事業（パネル等の展示のみ）
9月	定例会⑨（24日）		
10月	定例会⑩（19日）	滑川幼稚園運動会、宮前小学校運動会、月の輪小学校運動会（見学のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員任命式 ・滑川幼稚園運動会（出席なし） ・第36回町民スポーツ祭（中止） ・小学校運動会（出席なし）
11月	定例会⑪（22日）	福田小学校視察	<ul style="list-style-type: none"> ・滑川幼稚園秋まつり集会 ・スリーデーマーチ（中止） ・「七つの祝い」（出席なし） ・滑川中学校合唱コンクール（校内のみで実施）
12月	定例会⑫（21日）		<ul style="list-style-type: none"> ・滑川町駅伝競走大会（中止） ・滑川幼稚園おゆうぎ会（出席なし）
1月	定例会①（25日）		<ul style="list-style-type: none"> ・成人式（2部制で実施） ・入間・比企地区合同教育長・教育委員研修会（中止）
2月	定例会②（15日）		<ul style="list-style-type: none"> ・10代からのメッセージ（中止）（冊子のみ作成）
3月	定例会③（14日）	コロナ禍のため、式典は参加なし	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園卒園式（出席なし） ・小中学校卒業式（出席なし） ・比企地区退職校長感謝状贈呈式 ・比企地区市町村教育委員会連合会

			第4回理事会 ・町職員退職者感謝状贈呈式
--	--	--	-------------------------

<令和3年度教育委員会会議の主な議案>

月日	会 議	主な議案
4月15日	第4回定例会	第10号 令和3年度社会教育委員の委嘱について 第11号 滑川町郷土かるた選考委員会実施要綱の制定について
5月19日	第5回定例会	第12号 滑川町立滑川中学校の学校運営協議会委員の任命について 第13号 滑川町学校給食運営委員会委員の委嘱について 第14号 滑川町奨学資金貸付委員会委員の委嘱について 第15号 滑川町公民館運営審議会委員の委嘱について
7月27日	第7回定例会	第16号 令和3年度中学校教科用図書採択について 第17号 滑川町図書館協議会委員の選任について
8月24日	第8回定例会	第18号 教育委員会点検・評価報告書(令和2年度対象)について
9月24日	第9回定例会	第19号 令和4年度当初滑川町立小・中学校等教職員人事異動の方針及び令和3年度当初滑川町立小・中学校等教職員人事異動細部事項について
11月22日	第11回定例会	第20号 滑川町社会教育指導員に関する規則の一部を改正する規則について 第21号 滑川町小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程について 第22号 滑川町立中学校少人数学級のための臨

		時講師の任用、勤務条件等に関する要綱について 第23号 滑川町スクールソーシャルワーカー設置等に関する規則について
2月15日	第2回定例会	第1号 令和4年度当初小・中学校人事異動(管理職)について(非公開) 第2号 滑川町奨学資金貸付委員会規則の一部を改正する規則について 第3号 滑川町スポーツ推進委員の委嘱について
3月14日	第3回定例会	第4号 滑川町教育行政重点施策について 第5号 滑川町立小・中学校水泳指導の在り方検討委員会設置規則の制定について 第6号 滑川町放課後子供教室推進事業実施要綱の制定について 第7号 滑川町放課後子ども教室推進事業実施要綱を廃止する訓令について

【3】 分析に基づく点検・評価結果

1 教育委員会会議の効果的・効率的な運営

平成21年度からの教育委員会会議の見直しにより、定例会での議案審議を充実、予算の方向性、施策化に向けた協議事項の審議など、定例会が合議制による実質的な審議の場となるよう機能強化を図ってきた。

学校教育については、各校の状況等について事務局と密に連携を取り、情報提供を行い、具体的な内容を含めた審議を行った。

生涯学習、生涯スポーツ施策についても、例年であれば各行事に積極的に出席・参加し、実情に応じた審議、検討を行っているが、令和3年度は行事の中止が多く、出席・参加ができなかったものがほとんどであった。しかし、結果として中止を選択するとしても、それまでの過程を大切に、実施方法を工夫する中で、できる限り中止としない努力をした。

2 教育課題への対応

例年であれば、事務局からの情報提供だけでなく、教育委員が自ら児童生徒に関わる様々な場所に足を運んだり、町の行事に出席したりする等、直接情報を得ることで、実感として実情を把握することができたが、令和3年度はコロナ禍のため、学校の様子を参観し、直接実情を把握することが困難な時期があった。これまで以上に事務局からの情報提供を入念に行い、小中学校、幼稚園が抱える課題に対応した審議をすることができるように努めた。また、学習保障、行事、サービス、感染拡大防止対策など、コロナ禍における学校の対応についても、教育委員会において審議・

承認を図り、最善の方策を検討した。

現在、本町では児童生徒数の増加、生活様式や価値観の多様化、地域コミュニティの変容といった、学校を取り巻く環境が要因となる学力や生徒指導上の問題、また、発達障害への対応等、教育課題が多様化し、解決が困難であるものもある。そのため、家庭、地域との連携強化だけでなく、関係諸機関との連携は必須である。

また、コロナ禍による子供たちの心身へのストレスは、計り知れないものとなっている。

教育委員会がこのような状況を正確に把握し、的確な指導、支援を行っていく必要がある。

3 教育委員会事務局との連携

連携強化という観点では、教育委員の学校訪問、教育委員会会議での施策審議などを通じて、施設設備、学習生活指導支援員の増員、ALT^{註4}や教育相談員配置の予算化の継続、特別支援教育の充実など、施策実施に向け教育委員会事務局と一体的に取り組んでおり、特に学校教育施策の面で成果が見られた。

今後も、重要で迅速な対応を要する教育課題は何であるか、また教育委員会事務局に対する意見や情報等は何であるかを常に明確にしながら、更なる連携を図っていく。

4 説明責任の遂行

町民から信頼される教育を実現するためには、教育目標達成に向けて、具体的に何を行っているのかを常に明らかにする必要がある。

町の教育が目指すべき姿を町民に示し、町民の期待に応える教育を推進するため「第3期計画」を策定し、施策の実現に向け、教育委員会事務局と連携を密に図りながら取り組んできた。

その取組への説明責任を果たすべく、この点検・評価結果についても、公表していく。

5 総括

前年度までの取組を継続し、教育委員会会議の機能をより高め、効果的な活動ができるよう取り組んでいる以下の点について、評価できると考える。

① 教育委員、教育委員会事務局が一体となって、事務事業への取組を行っていること

② 学校訪問や諸行事への参加は難しかったが、教育委員会にて情報共有や審議を行うことで、より工夫し、最善な活動を行うことができたこと

③ 学校教育の課題に迅速に対応し、対応策を審議、提案していること

しかしながら、教育を取り巻く社会環境の変化に応じた、さらなる改善に取り組む必要があり、そのための課題も多く残っている。

令和3年度は、「第3期計画」の1年目であった。感染症への対応をしつつ、できる限り通常の教育活動を継続し、この時期にやるべき内容を実施していくことに試行錯誤した1年間であった。日々異なる対応が求められ、その都度判断が必要となり、審議を要した。先の見えない中で最善の方法を検討し、小中学校、幼稚園に対する的確な指導、支援を行った。昨年から継続しているこの状況下ではあるが、徐々に感染症への対応に対し、各学校園ごとに対策を行い、工夫した取組が見られるようになり、更に教育活動を推進することができた。

【4】令和3年度の教育委員会会議・教育委員の活動における主な改善事項
平成19年の地教行法の一部改正の趣旨に則り、令和3年度において、次のとおり、教育委員会会議の改善を行っている。

1 教育委員会会議の見直しについて

教育委員会会議では、学力向上、いじめ・不登校対策、特別支援教育の充実等の教育課題への対応に加え、現在各校で課題となっている家庭教育や未就学児への支援も重要項目として掲げ、関係諸機関との連携を視野に、短期及び長期目標を設定し、検討を行っている。

家庭環境を含めた課題の報告・審議をすることにより、児童生徒のみならず、家庭の状況にも視野を広げた対応を求めるようにした。学校の課題等について令和2年に引き続き、書面での資料を作成し、視覚的にも内容を把握することができるようにし、話合いの内容を充実させている。

2 教育委員会会議での意見の現場への反映について

教育委員会会議での意見や提言を丁寧にくみ取り、必要に応じて学校等との情報共有を図りながら教育活動に反映させた。学校教育を始め、生涯学習、生涯スポーツなど社会教育の分野までの広い範囲において、様々な意見をいただき、各現場に還元できる情報や処理すべき内容については、早期対応を心がけた。

第 2 部

教育委員会の主要施策

1 教育委員会の主要施策について

滑川町では、教育基本法第17条に基づき、中長期的な視野に立って滑川町としての教育のあるべき姿を示し、総合的・体系的な教育施策を進めていくことを目的として、滑川町教育振興基本計画を策定し、教育行政を推進している。

「第3期計画」には、令和3年度から令和7年度までの5年間における、3つの基本目標と12の施策、61の主な取組が掲げられている。本計画の初年度である令和3年度は、コロナ禍により通常どおりの学校生活を営むことが困難な中ではあったが、各校において工夫し活動の充実を図る取組を実施した。

滑川町教育振興基本計画に掲げられた教育委員会所管の主な施策について、年度別の重点である「令和3年度滑川町教育行政重点施策」に沿って推進した事業の中で、学力向上、いじめ・不登校など、重要な教育課題への対応など、解決すべき内容であるとともに、町民に説明責任を果たす必要がある施策を取り上げ、施策レベルでの「点検・評価」を行い、今後に向けた課題検討を行うものとする。

【各校の様子】



福田小 流しゼリー大会



月の輪小 タブレットによる授業配信



滑川中 防災教育における段ボールベッド作成



宮前小 田植え体験活動

施策名	【1】確かな学力を育む教育の推進	担当	学校教育担当
目的	<ul style="list-style-type: none"> 各種「学力・学習状況調査」の結果を分析・検証するとともに、経年変化にも着目し、指導方法の改善、専門的な知識・技能の向上を目指す。 時代の変化に応じた教育活動に取り組み、変化の大きい社会に対応できる人材育成に努める。 		
施策指標	<p>「全国学力・学習状況調査^{注5}」において全国平均正答率を1ポイント以上上回ること、全国トップクラスの水準とすることを目指す。（各年度の出題により区分（問題数）が異なり、令和元年度の中学校では英語も実施されていたため分母が異なる。このため、達成率での比較により、評価を行う。）</p>		
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和3年度
	小学校 達成率：53.6%	小学校 12/28 達成率：42.9%	小学校 13/30 達成率：43.3%
	中学校 達成率：83.0%	中学校 32/47 達成率：68.1%	中学校 22/30 達成率：73.3%
	<p>「県学力・学習状況調査^{注6}」において学力を12段階中2段階以上伸ばし、すべての児童生徒の学力を伸ばすことを目指す。（2段階以上伸ばした児童生徒の割合の5%以上の上昇を設定。）</p>		
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和3年度
	小学校 70.0%以上 中学校 75.0%以上	小学校 59.3% 中学校 69.0%	小学校 63.6% 中学校 54.3%
<p>「県学力・学習状況調査」における授業についての質問紙調査において「勉強が楽しい、好き」と回答する児童生徒を増やすことができるよう、学習に対し前向きな児童生徒を育成することを目指す。</p>			
目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和3年度	
小学校 80.0%以上 中学校 50.0%以上	小学校 73.2% 中学校 44.6%	小学校 63.9% 中学校 41.3%	
実施内容	<p>(1) 小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から新学習指導要領^{注7}が完全実施となり、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組を行っている。授業内において、他者と協働する活動を効果的に取り入れ、多様な見方・考え方を学び、自分の考えを広げたり、深めたりすることができるような授業改善を進めている。</p>		

また、タブレットPCにより、考えやグラフを、一画面に表示することで考えの傾向を知ったりするなど、子どもの思考等を視覚化する工夫を行った。

(2) 子供たちの学力向上、教師の資質・能力の向上のため、校内研修等に指導者を招聘し、主体的に改善に取り組めるような研修を行った。

(3) タブレットPCにおいて、資料提示を意図的に行い、それを基にした考えや話し合いなどを視覚化し、協働活動を取り入れた指導する方法を検討した。

(1) 全国学力・学習状況調査において各問題ごとに全国と比較し、1ポイント以上の結果は以下の表のとおりである。

【小学校・国語】

出題の趣旨	滑川町 平均	全国 平均
目的に応じ、話の内容が明確になるようにスピーチの構成を考える	79.5〇	77.5
資料を用いた目的を理解する	79.0〇	74.9
目的や意図に応じ、資料を使って話す	73.5	81.0
文章全体の構成を捉え、内容の中心となる事柄を把握する	70.5	77.6
思考に関わる語句の使い方を理解し、話や文章の中で使う	86.5	87.5
目的に応じ、文章と図表とを結び付けて必要な情報を見付ける	40.0〇	34.4
目的を意識して、中心となる語や文を見付けて要約する	30.0	29.7
自分の主張が明確に伝わるように、文章全体の構成や展開を考える	70.5〇	64.8
目的や意図に応じて、理由を明確にしなが、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫する	58.5〇	56.6
学年別漢字配当表に示されている漢字を文の中で正しく使う	85.5〇	78.3
	58.0〇	54.4
	87.0〇	79.0
文における主語と述語との関係を捉える	70.0〇	67.0
文における修飾と被修飾との関係を捉える	40.5	43.6
	9/14	64.3

結果・成果・
改善事項等

【小学校・算数】

出題の趣旨	滑川町 平均	全国 平均
二つの道のりの差を求めるために必要な数値を選び、その求め方と答えを記述できる	53.0	62.5
速さが一定であることを基に、道のりと時間の関係について考察することができる	84.5	86.7
速さを求める除法の式と商の意味を理解している	46.0	55.8
条件に合う時刻を求めることができる	87.0	89.2
速さと道のりを基に、時間を求める式に表すことができる	86.5○	85.1
三角形の面積の求め方について理解している	46.0	55.1
複数の図形を組み合わせた図形の面積について、量の保存性や量の加法性を基に捉え、比べることができる	74.5○	72.5
複数の図形を組み合わせた平行四辺形について、図形を構成する要素などに着目し、図形の構成の仕方を捉えて、面積の求め方と答えを記述できる	43.5	46.0
棒グラフから、数量を読み取ることができる	95.0	95.8
棒グラフから、項目間の関係を読み取ることができる	90.5	90.7
データを二次元の表に分類整理することができる	70.5○	67.5
帯グラフで表された複数のデータを比較し、示された特徴をもった項目とその割合を記述できる	52.0	52.0
集団の特徴を捉えるために、どのようなデータを集めるべきかを判断することができる	74.0	73.9
示された除法の結果について、日常生活の場面に即して判断することができる	81.0	83.0
商が1より小さくなる等分除(整数)÷(整数)の場面で、場面から数量の関係を捉えて除法の式に表し、計算をすることができる	52.0	55.5
小数を用いた倍についての説明を解釈し、ほかの数値の場合に適用して、基準量を1としたときに比較量が示された小数に当たる理由を記述できる	48.5	51.5
	3/16	18.8

【中学校・国語】

出題の趣旨	滑川町 平均	全国 平均
話合いの話題や方向を捉える	94.7〇	89.7
質問の意図を捉える	94.7〇	92.5
話合いの話題や方向を捉えて、話す内容を考える	64.6〇	57.1
書いた文章を読み返し、語句や文の使い方、段落相互の関係に注意して書く	25.9〇	24.8
書いた文章を互いに読み合い、文章の構成の工夫を考える	79.9〇	74.5
文脈の中における語句の意味を理解する	41.8	43.7
場面の展開、登場人物の心情や行動に注意して読み、内容を理解する	64.6〇	58.7
登場人物の言動の意味を考え、内容を理解する	73.5〇	71.0
文章に表れているものの見方や考え方を捉え、自分の考えをもつ	15.9	20.5
文脈に即して漢字を正しく読む	97.9	97.5
	94.7〇	88.8
事象や行為などを表す多様な語句について理解する	74.6	74.0
相手や場に応じて敬語を適切に使う	36.5	40.3
伝えたい事柄が相手に効果的に伝わるように書く	78.8〇	71.9
	9/15	60.0

【中学校・数学】

出題の趣旨	滑川町 平均	全国 平均
整式の加法と減法の計算ができる	88.4○	77.1
具体的な場面で、一元一次方程式をつくることのできる。	78.3○	71.3
扇形の中心角と弧の長さや面積との関係について理解している	68.8	68.1
関数の意味を理解している。	59.3○	48.0
与えられたデータから中央値を求めることのできる	93.7○	84.5
問題場面における考察の対象を明確に捉えることのできる	84.7	83.9
目的に応じて式を変形したり、その意味を読み取ったりして、事柄が成り立つ理由を説明することのできる	73.5○	61.8
数学的な結果を事象に即して解釈し、事柄の特徴を数学的に説明することのできる	39.2○	30.3
与えられた表やグラフから、必要な情報適切に読み取ることのできる	97.9○	93.5
事象を数学的に解釈し、問題解決の方法を数学的に説明することのできる	32.3○	27.7
ヒストグラムからある階級の度数を読み取ることのできる	84.7○	83.0
相対度数の必要性と意味を理解している。	45.5○	36.8
データの傾向を的確に捉え、判断の理由を数学的な表現を用いて説明することのできる	10.1	11.1
平行四辺形になるための条件を用いて、四角形が平行四辺形になること理由を説明することのできる	58.2○	44.3
錯角が等しくなるための、2直線の位置関係を理解している	79.4○	64.3
ある条件の下で、いつでも成り立つ図形の性質を見だし、それを数学的に表現することのできる	34.9○	28.8
	13/16	81.3

※施策指標と上記の表では区分が複数に渡る問題があることにより、一致していない場合がある。

全国平均と比較し、1ポイント以上上回る項目に○を付したが、小学校では達成率43.3%、中学校では達成率73.3%という結果となった。小学校算数では上回る項目が少なく、今後の課題となった。内容をさらに分析し、授業改善を進めていきたい。

(2) 子供たちの学力向上、教員の資質・能力の向上のため、校内研修等に指導者を招聘し、研修を行った。

・学校指導訪問 宮前小学校 (6.16) 滑川幼稚園 (6.24)

・校内研修への指導者招聘

宮前小 飯能市教育委員会指導主事 櫻井昇一先生

(①7.29②11.4③12.3)

福田小 西部教育事務所指導主事 永井智弘先生 (8.20)

月の輪小 西部教育事務所指導主事 関口幸愛先生 (7.26)

滑川中 県教育委員会保健体育課主席指導主事 新井克仁先生 (11.4)

越生町立越生中学校校長 青木伸広先生 (11.4)

東京大学教育学部教授 藤村宣之先生 (11.15)

・県学力学習状況調査の活用研修会 (7.7)

指導者 県教育局市町村支援部義務教育指導課主任指導主事

藤井真仁先生

県教委の指導主事を招き、町内各校から5～6名参加し、県学力・学習状況調査の活用研修会を行った。研修を受けた教員が各校に戻り校内研修を行うことで町内の教員に伝達できるようにした。

《研修内容》

・県学力学習状況調査の特長

・教職員向けの研修会実例

(3) 令和3年度から全員が使用しているタブレットPCは、5月には全児童生徒が授業において活用を開始することができた。教職員研修等も春季休業中に実施し準備を行ったため、スムーズな導入が可能となり、授業の多様な場面でタブレットPCを活用し、授業に生かすことができている。授業内での活用はもちろん、全校集会、保護者への説明会での活用も進んでいる。1年間の取組で児童生徒、教職員は使用すること自体に抵抗感を持つことはなくなった。今後は、授業の目的に応じた効果的な活用に向けて取組を進めたい。

評価	担当評価	教育委員評価	評価者評価
	B	B	B

施策名	【2】豊かな心を育む教育の推進	担当	学校教育担当
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な生活習慣を身に付け、規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ、他者を思いやる心など豊かな人間性を育むことを目指す。 ・ いじめの早期発見・早期解決を推進し、生活しやすい学校を目指す。 		
施策指標	「教育に関する3つの達成目標 ^{※8} 」の「規律ある態度」における目標の達成を目指す。 ※85%以上達成している数		
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和3年度
	小学校 60 / 60 中学校 36 / 36	小学校 46 / 60 中学校 31 / 36	小学校 46 / 60 中学校 32 / 36
	いじめの早期発見・早期解消を目指す。		
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和3年度
	小学校 100.0% 中学校 100.0%	小学校 70.0% 中学校 84.6%	小学校 88.9% 中学校 100.0%
実施内容	<p>(1) 各学校において、規律ある態度を育成するために、月ごとの生活目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいる。本町は中学校1校であるため、中学校で目指す「規律ある態度」について、小学校に改めて周知徹底している。指導の継続を図るように、年度当初、学校ごとに「規律ある態度」の内容やその取組についての確認、今年度の重点について各校において確認をしている。</p> <p>年度当初の確認と共に、アンケートを行い自校の課題を把握したり、道徳や学級活動等の授業の中で取り入れたりすることで、「規律ある態度」の育成を推進した。</p> <p>(2) 全職員でいじめはあってはならないこと、早期発見、早期対応に努めることを共通理解する。また、対応についても、組織的、継続的な指導を行うことを再確認する。各学校においては、日常の観察、個人面談、保護者面談を通じての情報収集だけでなく、収集した情報を校内で共有できるよう校内での生徒指導委員会や教育相談委員会を活用し、取り組んでいる。</p> <p>町としても校長会や町内生徒指導委員会を通じて、いじめに対しての考え方やいじめへの対応、未然防止のための手立てについて継続して事例研修を行うなど取り組んでいる。</p>		

(1) 令和3年度における規律ある態度の調査結果について

「規律ある態度」における達成目標 (児童対象質問紙調査結果一覧)

			小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
はじめのある生活ができる	①	登校時刻	町	89.8	96.5	93.9	96.1	94.9	98.9	98.9	97.9
		県		89.9	94.6	91.5	93.7	94.0	97.9	96.7	96.7
	②	授業開始時刻	町	82.4	92.9	94.4	94.9	97.5	93.7	97.7	98.4
		県		85.3	93.4	90.5	93.2	94.8	96.9	97.6	98.0
③	靴そろえ	町	86.6	92.4	89.9	87.1	90.4	94.7	92.7	94.2	
	県		84.9	90.1	83.3	83.6	86.8	89.9	91.0	92.5	
④	整理整頓	町	84.5	91.9	85.9	86.0	88.3	75.3	81.4	84.7	
	県		80.2	84.9	78.8	80.2	78.8	76.7	78.6	80.5	
礼儀正しく人と接することができる	⑤	あいさつ	町	81.3	87.8	81.3	81.5	78.2	88.4	85.9	88.9
		県		82.7	88.0	78.5	78.2	78.0	82.8	82.6	84.2
	⑥	返事	町	89.3	93.9	88.9	89.3	86.8	87.4	89.8	93.2
		県		89.5	93.7	87.5	87.9	86.4	87.8	87.4	89.6
⑦	ていねいな言葉づかい	町	79.1	83.5	89.4	91.0	92.4	90.5	92.7	94.7	
	県		85.4	90.4	86.0	86.7	88.0	90.4	91.2	93.7	
⑧	やさしい言葉づかい	町	84.5	92.4	93.9	84.3	91.4	91.1	85.9	87.9	
	県		90.8	92.1	84.6	84.6	84.1	87.3	87.4	90.3	
約束やきまりを守ることができる	⑨	学習準備	町	81.8	95.5	90.9	89.9	93.4	91.6	90.4	95.8
		県		78.5	88.3	84.1	85.9	86.6	91.5	91.8	93.7
	⑩	話を聞き発表する	町	86.1	86.9	76.8	76.4	73.1	81.6	74.0	77.4
		県		91.4	88.5	76.4	76.0	72.7	76.1	73.8	76.7
⑪	集団の場での態度	町	83.4	92.9	85.9	87.6	89.3	94.7	94.9	97.4	
	県		83.9	90.4	83.5	83.7	83.9	92.1	93.2	95.5	
⑫	掃除・美化活動	町	94.1	95.5	94.9	89.3	93.9	92.1	88.1	85.3	
	県		95.0	95.7	91.1	88.7	87.4	86.4	85.3	86.5	

結果・成果・改善事項等

※本町では達成率を85%と設定している。(埼玉県は達成率80%と設定。)

各学校で「規律ある態度」について目標達成に向けて取り組んできたが、昨年度と比べて、達成項目数については中学校が1項目向上しただけにとどまった。目標達成しているものに関しては、各学校が継続して指導をしている結果である。達成していないものについては、その理由を分析し、指導の改善を行っていく。

結果が良かった項目に関しては以下のとおりである。

①登校時刻を守る（全学年達成）

③靴をそろえる（全学年達成）

⑥返事をする（全学年達成）

⑫掃除・美化活動（全学年達成）

この結果から、本町の児童生徒は時刻を守ることやあいさつ・返事等、基本的な生活習慣が身に付いていることがわかった。また、清掃活動等の意識が高いことから、公共心が高いこともわかった。学年によって多少の差はあるが、小学校入学から中学校卒業までの9年間をかけて発達段階に応じた適切な指導を、今後とも継続して実践に結びつけていく。

一方、課題のある項目に関しては、以下のとおりである。

④整理整頓（未達成4学年）

⑤あいさつ（未達成4学年）

⑩話を聞き発表する（未達成6学年）

この結果から、「整理整頓」・「あいさつ」の2項目については、短期の指導だけでなく、毎日の指導や声かけを継続し、日常化するようにすることが必要だと考える。また、行為だけに着目するのではなく、授業や学校生活の中で意味を伝え、行為の意味も併せて指導していく。

未達成が多かった「話を聞き発表すること」については、令和2年度からの課題である。新型コロナウイルス感染防止のため、話し合い活動を制限していることや、対面で人と関わる機会の減少などの影響で、発表することに対して躊躇する意識が原因であることがわかった。今後は新しい生活様式の中で、対面での活動や話し合い活動の機会を各学校において増やすとともに、発表への意欲を高めていく。

(2) いじめの早期発見、早期解消について

本町のいじめ発生件数は以下のとおりである。

	小学校	中学校
発生件数	9件	7件
解消件数	8件	7件
経過観察中の件数	1件	0件

現在対応中の事案を含めると令和3年度中に、町内では16件のいじめ問題が発生している。そのうち15件は解消している。しかし、残りの1件に関してはいじめの認知から日が浅いこともあり、対応後の経過を観察中である。

町内小中学校の取組としては、いじめ防止に関する基礎的な内容の研修会を各校にて実施している。また、事例研修を通していじめをどうすれば早期に発見できるかなどの対応、対策に係る研修も行っている。また、いじめ問題の早期発見のために児童との面談および学校生活アンケートの実施や保護者との面談を通して常に情報収集を行っている。

町としては、滑川町いじめ問題対策連絡協議会を開催し関係機関の連携推進や啓発運動の推進を行い、町全体で子供の健全育成を目指している。

いじめは発生しないことが一番だが、発生してしまったときはすぐに関係機関等と連携が取れるようにしている。いじめは全ての子供に起こりえることであり、決して許されることではないこと。そして、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることが大切であることを基本とし、今後とも取り組んでいく。

評価	担当評価	教育委員評価	評価者評価
	B	B	B

施策名	【3】 健やかな体を育む教育の推進	担当	学校教育担当
目的	<ul style="list-style-type: none"> 朝食を毎日規則正しく食べることにより、食育への意識向上を目指す。 新体力テストの結果分析を行い、現状把握とともに今後の指導方法改善に努める。 		
施策指標	「全国学力・学習状況調査」におけるアンケートにて、毎日朝食を食べている児童生徒の割合について、目標達成を目指す。		
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和3年度
	100%	小学校 90.8% 中学校 86.8%	小学校 88.5% 中学校 83.1%
	新体力テストの結果における総合評価A+B+C(5段階評価の上位3ランク)の児童生徒の割合について、目標達成を目指す。		
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和3年度
	小学校 90.0% 中学校 90.0%	小学校 84.6% 中学校 86.3%	小学校 81.2% 中学校 81.0%
実施内容	<p>(1) 朝食欠食0を目指して取組を進めている。学校だよりや保健だより、保護者会等を通じて保護者に啓発するとともに、身体測定時にも食と体の成長は関わり合っていることなども児童生徒に伝えている。朝食欠食者が約1割いることから、家庭環境などの背景も踏まえ、自らで朝食が摂れるようにするために、食の大切さを伝えるとともに家庭と協力して今後も取組を継続していく。</p> <p>(2) 各学校において新型コロナ感染予防の対策を行いながら、体育的活動に取り組んでいる。児童生徒の体力を向上させるために、調査結果の分析や日常での生活の様子も含めて、多様な方法で児童生徒の体力向上に向けて取り組んでいる。授業時等の活動時間の確保と共にICT機器を活用して、児童生徒が自分の動きなどを客観的に捉えられるなど、授業の工夫も行っている。</p> <p>町内でも職員同士が、体育活動時におけるICT機器の活用方法について情報共有する機会を設け、連携した取組が実践できている。</p>		

- (1) 小学校においては朝食を毎日食べている児童の割合が、88.5%と目標作成時よりも減少している。発達段階を考慮しての体づくりのため、朝食の必要性と成長への影響について、さらに因果関係を基にした声かけを考えていく。また、小学生では一人で朝食を作ることも難しく、保護者の協力が必要不可欠である。そのため、家庭への協力を引き続き行っていく。

質問紙調査の結果を以下に示す。

朝食を毎日食べていますか（小学校）

		児童数	児童数の割合
1	している	177	88.5%
2	どちらかといえばしている	16	8.0%
3	あまりしていない	6	3.0%
4	全くしていない	1	0.5%

朝食を毎日食べていますか（中学校）

		生徒数	生徒数の割合
1	している	157	83.1%
2	どちらかといえばしている	20	10.6%
3	あまりしていない	11	5.8%
4	全くしていない	1	0.5%

※毎日食べている子どもの割合を100%にすることが、朝食欠食率0ととらえている。

学校では、保護者が学校に来校する機会や、懇談会、学年便り等を活用して朝食の大切さや健やかな体を形成するために必要なことであることを発信している。小中学校共に「あまりしていない、全くしていない」に該当する児童生徒、及び保護者に対しても個別に呼びかける等の対応をして、今後も朝食の大切さについての取組を継続していくことを通して、食育への意識を高めていく。また、給食指導に関しても「好き嫌いせず食べよう。」等、児童生徒の実態に合わせた声かけを行っている。

結果・成果・
改善事項等

(2) 新体力テストの結果における総合評価A+B+C(5段階評価の上位3ランク)の割合については、以下のとおりである。

町内小中学校の種目別結果(県平均より 上は○、下は×、近似値は-)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
握力	○	○	-	-	-	-	×	×	×
上体起こし	○	○	-	-	○	-	○	-	-
長座体前屈	-	×	-	-	-	-	×	-	×
反復横跳び	○	○	○	-	○	○	×	-	-
持久走	■						-	○	○
20mシャトルラン	○	○	○	○	○	○	■		
50m走	×	×	×	-	-	-	-	○	○
立ち幅跳び	-	-	×	×	×	-	×	-	-
ボール投げ	-	-	×	-	-	×	-	×	×

小学校

	A	B	C	D	E	A+B+Cの割合
小1	47	64	55	21	13	83.0%
	23.5%	32.0%	27.5%	10.5%	6.5%	
小2	35	49	73	26	8	82.2%
	18.3%	25.7%	38.2%	13.6%	4.2%	
小3	28	61	68	31	13	78.1%
	13.9%	30.4%	33.8%	15.4%	6.5%	
小4	29	51	72	30	12	78.3%
	14.9%	26.3%	37.1%	15.5%	6.2%	
小5	37	60	58	22	9	83.4%
	19.9%	32.3%	31.2%	11.8%	4.8%	
小6	30	80	51	30	5	82.1%
	15.3%	40.8%	26.0%	15.3%	2.6%	
町小学	206	365	377	160	60	81.2%
	17.6%	31.3%	32.3%	13.7%	5.1%	

中学校

	A	B	C	D	E	A+B+Cの割合
中1	21	56	56	41	7	73.4%
	11.6%	30.9%	30.9%	22.7%	3.9%	
中2	27	54	44	21	5	82.8%
	17.9%	35.8%	29.1%	13.9%	3.3%	
中3	49	51	55	17	6	87.1%
	27.5%	28.7%	30.9%	9.6%	3.4%	
町中学	97	161	155	79	18	81.0%
	19.0%	31.6%	30.4%	15.5%	3.5%	

小中学校ともに、D・Eに属する児童生徒の割合を減少させることが課題であることがわかってきた。上位の児童生徒は継続して伸ばしつつ、D・Eに属する児童生徒のうち、D・Eに属する割合を半減させるよう授業の中で工夫した取組をしていく。令和3年度は、体育の授業内で先生方が積極的にICTを活用し、児童生徒の運動の様子を動画に撮ることで、自身に自分の動きを客観的に捉えさせ、各々の技術向上に向けた工夫をした。このように客観的に自らの活動が見える化することも必要である。

町の課題としては、小中学校共に「立ち幅跳び」、「ボール投げ」など瞬発力系の種目について課題がある。体育の授業の中で瞬発力が高められるような運動や体の動かし方等を指導し、さらなる体力向上に努めていく。併せて体力向上の過程で、児童生徒に運動好きが増えるように工夫することも忘れずに行っていきたい。

	担当評価	教育委員評価	評価者評価
評価	B	B 取組はできている。成果として現れるまで時間が掛かるものである。欠食と体力についての相関関係を確認しておくことも必要。	B

施策名	【4】教育的ニーズに応じた教育の推進	担当	学校教育担当 生涯学習担当
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の学校での居場所を確保し、不登校児童生徒数の減少を目指す。 ・各校の特別支援教育充実のために学習生活支援員を配置し、支援体制の強化を図り、個に応じた学習の実現を図る。 ・家庭教育アドバイザー^{※9}の活用を推進し、家庭教育学級の充実を図る。 		
施策指標	不登校児童生徒数の割合において、小学校では0.2%以下、中学校では2.0%以下を目指す。		
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和3年度
	小学校 0.2%以下 中学校 2.0%以下	小学校 0.5% 中学校 4.1%	小学校 1.0% 中学校 3.9%
	特別支援教育充実のため、各校への学習生活支援員の配置を現状より1割増を目指す。		
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和3年度
	小学校 12人 中学校 4人	小学校 11人 中学校 3人	小学校 11人 中学校 3人
	家庭教育学級の進行役として養成されたアドバイザーを活用する回数の増加を目指す。		
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和3年度
8回	4回	0回	
実施内容	<p>(1) 小学校では面談の充実や教育相談体制の確立を図ることで、不登校児童生徒への対策を行ってきた。面談は、子供だけではなく保護者との面談も実施している。</p> <p>中学校では、学習支援室「つぼみ」を開設し、不登校生徒が学校へ来やすい環境をつくと同時に、学習の支援をすること、教室での授業に参加すること等、個に応じた目標をもって取組を進めている。また、小中学校共に、学校と教育委員会、関係機関と連携して不登校児童生徒の支援をしている。</p> <p>(2) 支援が必要な子供たちのため、各校へ学習生活支援員を配置している。特別支援学級に在籍を希望する児童生徒も増えていると共に、通常学級に在籍している児童生徒で支援が必要な子供も増加している。各校の特別支援コー</p>		

ディネーターと協力し、支援の充実を図っている。

- (3) 家庭教育アドバイザーの活用として、悩みを持っている親や不安なことがある親に対しての支援を行った。現在は、親が抱える不安が多様化してきているので、今後も支援を続けていく。

① 親の学級（パパママ教室）

保健センターが主催している、これから親になる町民を対象とした「パパママ教室」内で「親の学習（家庭教育講話）」を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度は中止とした。

実施予定回数…4回（中止）

② 家庭教育学級

就学時健診の際に、保護者を対象に、就学前の子供に身に付けて欲しいことや、家庭教育のあり方等についての家庭教育学級を開催した。

ただし、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、例年福田小において実施している家庭教育アドバイザーを活用したグループ討議を中心とした形では実施できず、他2校と同じく、町外の講師へ講演を依頼し実施した。

実施回数…3回（家庭教育アドバイザー活用回数0回）

※ 例年、宮前小学校、月の輪小学校での家庭教育学級は、町外の講師に講演を依頼。福田小学校のみ家庭教育アドバイザーを活用した教室を開催していた。

結果・成果・
改善事項等

(1)不登校児童生徒数に関して

不登校児童生徒に関しては、昨年度と比べて微増している。また、小学校の頃に不登校であった児童は、中学校に入学してからも不登校傾向になっており、改善していない状況である。

不登校の人数に関しては以下のとおりである。

	宮前小	福田小	月の輪小	滑川中
R3	6名 (1.2%)	2名 (1.5%)	4名 (0.7%)	23名 (4.0%)
R2	4名 (0.8%)	1名 (0.7%)	2名 (0.4%)	20名 (3.5%)

各校において、教育相談担当教員やSSWの活用、SC、さわやか相談員と連携を取り不登校対策を進めているところであるが、その成果はあまり見られ

ていない。そこで、小学校では、SSWの活用を図り、登校刺激を与えることだけでなく、福祉の面からも家庭をフォローすることに取り組んでいる。児童生徒本人の問題ではなく家庭全体、また、学校だけでなく町全体で支援の体制を整備して対応を行っている。

中学校では、昨年度より従来の「保健室」「さわやか相談室」に加えて、学力面での悩みから不登校傾向になった生徒の解消を図るため、学習支援室「つぼみ」を開設した。この「つぼみ」は、不適応の要因の1つである学力の悩みを解消するためと、教室に入れられないという不安への対応のため新たに設置したものである。

「つぼみ」は効果的に活用されており、教室にはなかなか入れなかった生徒が、数十分から半日利用し、また、給食も「つぼみ」で摂りほぼ1日学校にいたることができた生徒もいる。利用の仕方は様々ではあるが、「学校に来ることは、学級で学習すること」という不安要素を取り除き、学校で学習する場としての認識も高まっている。そのため、これまでは学校に全く登校できていなかった生徒も、これを機に家を出て、登校に向けての一步を踏み出すきっかけになっている。昨年度の開設当初は数名の利用のみであったが、今では1日平均10名以上の生徒が随時利用している。

(2)特別支援教育

特別支援教育の充実のため、各校への学習生活支援員の配置については、小学校11名、中学校では3名となっている。各学習生活支援員と学級担任が協力し、個に応じた支援を続けている。令和3年度の特別支援学級への入級状況は以下のとおりである。

【宮前小】

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
人数	1名	2名	5名	7名	6名	2名	23名

【福田小】

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
人数	0名	0名	0名	2名	3名	3名	8名

【月の輪小】

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
人数	0名	5名	3名	0名	2名	2名	12名

【滑川中】

	1年	2年	3年	合計
人数	5名	4名	9名	18名

入級にあたり保護者面談を行うだけでなく、小学校や中学校において授業公開を行うことで、特別支援学級でどんなことを行っているか、授業の様子はどうかなど、積極的に情報を発信し、保護者の理解を深めた。さらに、各校の特別支援コーディネーターと連携し、相談体制の構築に努めた。

(3)家庭教育学級支援について

①「親の学習」は、家庭の教育力の向上を図ると共に、親同士の交流を図ることで子育てへの不安を軽減することを目的とし、保健センターと連携して実施していた。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から保健センターでの「パパママ教室」が中止となったため、「親の学習」も実施できなかった。代わりに、保健センターでの3歳児検診時に合わせ、県教育委員会で作成された子育ての目安「3つのめばえ」を保護者に配布をし、子育てに対する意識の啓発を図った。

②家庭教育学級は就学時健診に実施することで、多くの保護者が参加でき、家庭教育の重要性についても認識できるいい機会であると考えている。今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年実施している家庭教育アドバイザーを活用した教室は開催できず、講師に講演を依頼する形で行った。上記の講演に合わせて、県教育委員会で作成された子育ての目安「3つのめばえ」を保護者に配布し、家庭教育の重要性について意識を高める講演を開催することができた。

今後は小学校3校で、町内の家庭教育アドバイザーを活用した、対話的な研修の機会を増やしていきたい。

	担当評価	教育委員評価	評価者評価
評価	B	B 家庭教育アドバイザーの活用について検討が必要	B

施策名	【5】円滑で継続性・連続性のある教育の推進	担当	学校教育担当
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園や保育園と小学校、小学校と中学校とが連携し、滑川町としての一貫した縦の連携を強化する。 ・幼稚園の一時預かり事業の推進を図る。 		
施策指標	幼稚園・保育園・小学校・中学校がそれぞれ連携を図り、継続性・一貫性のある教育の実践を目指す。		
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和3年度
	幼保・小 6回以上 小・中 6回以上	幼保・小 1回 小・中 3回	幼保・小 6回 小・中 6回
	滑川幼稚園における一時預かり事業を充実させる。		
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和3年度
	年間利用者 5,000人	年間利用者 1,500人	年間利用者 4,245人
実施内容	<p>(1) 幼保・小・中が連携することにより、スムーズな接続が図られ、不安やギャップなく進学することができる。様々な行事やイベント時に、一緒に活動したり、見学したりする場を提供し、安心感を与える。</p> <p>(2) 現在共働き等により、保育園を利用している家庭が増加している。この現状を踏まえ、幼稚園においても、保護者の就労・疾病・出産等により、家庭での保育が困難な幼児を預かる事業として、一時預かり事業を実施している。これにより、幼稚園教育を希望する家庭に対してのサービス向上を図る。</p>		
結果・成果・改善事項等	<p>(1) 【幼保・小の連携】</p> <p>幼稚園と小学校が連携し、「靴の正しい履き方」について講師を招いた研修を行った。両者が合わせてこの研修を受講することにより、靴の履き方を通しての接続が図られ、教職員は一貫した指導を行うことの重要性を意識することができるようになった。</p> <p>コロナ禍でなければ、宮前小と滑川幼稚園は隣接しているため、プールの参観、小学校の授業参観を行う予定であった。次年度以降はコロナの感染状況に留意し、取組を進めていく。</p> <p>各校の運動会に新入児種目を設定し、小学校行事に参加できるようにした。新入児の安心を得ると共に、子供の様子を事前に学校が把握することができ</p>		

た。

幼保小の連絡協議会を開催し、園児の様子等を小学校へ伝達し、スムーズな進学に役立てることができている。

【小・中の連携】

中学校のひまわり活動を小学校と連携して行った。また、中学校の教諭が小学校に足を運び、中学校の様子を伝えるとともに、中学校の授業を体験させる取組を行うことで、小学生が中学校の雰囲気を感じることができた。中学校に対する不安を取り除き、中1ギャップを抑えることができるよう取組を行った。

小学校入学前に行う就学時健診では、普段であれば小学校の高学年が未就学児の案内等を行っていたが、コロナ禍のため、これを中学校教諭が数名参加し対応をすることが、教職員同士連携推進につながった。

また、部活動体験を小学校6年生対象に3学期に実施することで、中学校に入る前にいくつかの部活動を見学・体験ができ、部活動への不安解消に努めた。子供にとっては、中学校に入学後、学校に慣れながら、部活動を選定していくことはなかなか困難であり、途中退部も数件見られていたため、この対策として実施し、多くの小学生が参加をした。

年度末には小中学校の連絡協議会を開催し、小学校6年生の情報を共有し、入学前に児童の様子を中学校が把握することができ、中学校の事前準備等に役立てることができている。

- (2) 令和元年度の事業スタート時より大きく年間利用者を伸ばすことができ、事業の充実が図れた。また、人数の増加だけではなく、内容にも工夫を凝らし、幼児が楽しく過ごせる場を用意することで、継続的に利用する家庭が非常に多かった。今後も共働き等の家庭の数は増加していくことが見込まれるため、より一層、現状にあった対応を検討し、保護者の要望を叶えていけるよう取組を進めたい。

評価	担当評価	教育委員評価	評価者評価
	A	A	A

施策名	【6】夢や志を持ち挑戦する力	担当	学校教育担当
目的	・一人一人のキャリア形成と自己実現に向けた教育の推進を図る。		
施策指標	キャリア教育の充実を図り、児童生徒が自分の未来を見据え、社会的・職業的に自立するための基礎を培う。 中学校における社会体験チャレンジ事業終了後の達成度アンケートにおいて、満足度8割以上を目指す。		
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和3年度
	満足した項目6/6	未実施	満足した項目5/6
実施内容	令和3年度はコロナ禍のため、例年どおり事業所に訪問し、職場での体験を行うことはできなかった。しかし、これを機にこれまでの実施方法の見直しを行い、各事業所から中学生に何をしたいかという要望や課題をいただき、中学生自身がこの要望や課題に向き合い、自分たちに何ができるかを考え、各事業所に提案・提供するという方法に変更した。これまでの与えられた仕事を体験するのではなく、各事業所の思いを受け止め、自らで創造する活動へと転換を図ることで、これまで以上に有意義な取組とすることができた。		
結果・成果・改善事項等	<p>今回の社会体験チャレンジを「NAMEGAWA ドリームプロジェクト」と称し、これまでの社会体験チャレンジとの違いを意識させ、生徒に対して、自ら創造する体験と位置づけ、自覚を持たせた上で実施した。このことにより、生徒にこれまで以上に自主自立の気持ちが育まれ、積極的に取り組む様子が伺えた。</p> <p>これからの多様な価値観を認めていく必要のある時代を生き抜く生徒を育てるためにも、自ら社会貢献し、生きる力や考える力を身に付けることは大切である。今回の「NAMEGAWA ドリームプロジェクト」において培われた力を引き続き伸ばしていけるよう、教育活動全体において教科横断的な取組を実施し、深めたい。</p> <p>コロナ禍であることを機に生まれた令和3年度の取組であったが、今後も実体験と融合させ、この形を継続していく方針である。町では個人の創造力を高める取組を推奨していく。</p> <p>以下は、終了後の達成度アンケートの質問内容と結果である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 NAMEGAWA ドリームプロジェクトを通して学びを深めることができた。 2 NAMEGAWA ドリームプロジェクトを通して地域の活性化に貢献できた。 3 NAMEGAWA ドリームプロジェクトを通して社会貢献ができた。 		

- 4 NAMEGAWA ドリームプロジェクトを通して生きる力や考える力を育むことができた。
- 5 NAMEGAWA ドリームプロジェクトを通して準備・提案などの大切さを知ることができた。
- 6 コロナ禍において NAMEGAWA ドリームプロジェクトを行い。良かったと思う。

	質問1	質問2	質問3	質問4	質問5	質問6
5	104	86	80	70	126	111
4	49	53	52	55	28	29
3	4	19	28	26	7	15
2	3	3	0	8	0	2
1	1	0	1	2	0	4
4・5の人数	153	139	132	125	154	140
4・5の割合	95.0%	86.3%	82.0%	77.6%	95.7%	87.0%

中学生自身の受け止めでは、「地域貢献や生きる力や考える力を育むことができた」と感じている割合が8割程度であった。社会に貢献するとは何をする事なのか、それをするために考えるとはどうすることなのかの行動目的について、生徒同士で協議し、目標を明確にする必要があることがわかった。しかし、新たな取組の初年度としては、非常に有効であった。今後はより一層取組意識を事業所と共有し、準備段階から丁寧に扱い、更なる効果が現れる取組にしていく。

評価	担当評価	教育委員評価	評価者評価
	A	A	A

施策名	【7】学校における指導体制の改善	担当	学校教育担当
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の不祥事根絶のための取組を、より一層強化し、引き続き不祥事0を継続する。 ・教職員の負担軽減を目指し、校内の組織力を高めるとともに、教職員にも働き方改革の意識を持たせる。 		
施策指標	滑川町の教職員における不祥事0を継続させ、児童生徒や地域からの信頼を高める。		
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和3年度
	不祥事 0件	不祥事 0件	不祥事 0件
	教職員の在校等時間を減少させ、負担軽減を図り、働き方改革を推進する。現在の在校等時間の全校平均を5時間以上減少させる。		
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和3年度
	小学校上位3月の平均 50時間 中学校上位3月の平均 45時間	小学校上位3月の平均 55.2時間 中学校上位3月の平均 50時間	小学校上位3月の平均 49時間 中学校上位3月の平均 45時間
実施内容	<p>(1) 在職1年目～10年目までの職員に対して、町独自の不祥事防止研修会を年度当初に開催した。また、各校の倫理確立委員会において事例研修を行うなど、自分事として考えられるような研修会を行った。</p> <p>(2) 教職員の在校等時間を減少させ、教育の質の維持向上を図ることを目的に町内での働き方改革を行ってきた。負担軽減を図り児童と向き合う時間や教材研究のための時間などが確保できるように、各学校の管理職と連携を図り進めた。勤怠管理システムの活用のもと、正規の勤務時間を超える教員に対しては声がけをしたり、相談に乗るなどしたりして教師の意欲を下げないように配慮するとともに、働き方改革を推進する。</p>		
結果・成果・改善事項等	<p>(1) 本町の不祥事発生件数については0件である。町内では5月20日に若手職員向けの不祥事防止研修を行った。研修の内容は以下のとおりである。</p> <p>①県の不祥事防止プログラムについて</p> <p>②事例を用いた意見交換</p> <p>を行った。不祥事について他人事ではなく、いつでも起こり得る自分事とし</p>		

て捉えられるような研修を行った。

研修に参加した職員からの感想は以下のとおりである。

- ・ 普段の通勤に使っている車においての事故に気をつけなければならないと思った。

- ・ 町内では不祥事は起きていないが、近い地区では起きていることを知って改めて気を引き締めようと思った。

- ・ 自分の行動や発言には、責任が伴ってくること。自分だけでなく勤務校や町の信頼に関わることなど知ることができてよかった。

今後も、年度当初の不祥事防止研修会だけでなく、各校とも連携し不祥事防止を進めていく。

(2) 教職員の在校等時間の減少についての取組を行ってきた。令和3年度における教職員の在校等時間についての年間での調査の傾向としては、どの学校も4月～6月の年度当初に在校等時間が長くなる傾向がある。年度当初には、新学年に係る準備に時間が掛かってしまう。在校等時間に関しては以下のとおりである。

【上位3ヶ月の在校等時間の平均】（在校時間が長い3ヶ月の平均）

	小学校	中学校
令和3年度	49時間	45時間

【令和3年度中の在校時間の平均】（年間）

	小学校	中学校
令和3年度	37時間	33時間

各校においては、タイムマネジメントやワークライフバランス等に関する研修を実施している。モデルとなるタイムスケジュールや管理職からの指導を継続して行っている。

また、埼玉県全体で取り組んでいるふれあいデー（定時退勤日）の実施や夏期休業中における学校閉庁日を8月11日～8月16日の期間に設けるなど休みやすい環境づくりに努めている。

評価	担当評価	教育委員評価	評価者評価
	A	A	A

施策名	【8】家庭・地域の力を生かした教育の推進	担当	学校教育担当
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティスクール^{注10}の充実を図り、地域との協働活動を実施し、地域とともにある学校を目指す。 ・交通安全教室に地域の参加も得ることで連携強化を図る。 ・通学ボランティアの人数増を図り、児童生徒が安心して登下校できる状況を確保する。 		
施策指標	地域との連携事業を実施し、地域とともにある学校を目指す。		
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和3年度
	小中学校 合計10件	小中学校 合計0件	小中学校 合計19件
	交通安全教室への地域の参加を、家庭数の1割以上の参加割合とする。		
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和3年度
	家庭数の1割以上の参加	地域からの参加無し	地域の参加割合 3%
	通学ボランティアを現人数の2割増を目指す。		
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和3年度
80人	62人	宮小22人 福小21人 月小16人 合計59人	
実施内容	<p>(1) 地域連携を進め、多様な価値観に触れるなどの、多様な経験をすることで児童生徒の見識を深め、生きる力を育む。また、学校が地域の核として、地域の活性化につながるような取組を進める。</p> <p>コミュニティスクールは令和3年度から滑川中学校において開始した。各小学校は全校が滑川中へと進学していくため、滑川中学校のコミュニティスクールとの連携型とし実施している。</p> <p>(2) 小・中学校で交通事故を減らす取組として実施している交通安全教室に地域からの参加を促し、町全体で小中学生の安全を守る取組を推進する。</p> <p>(3) 通学ボランティアの人数を増加させることにより、児童生徒の安全を守る環境を充実させる。また、通学ボランティアの増員に向けた取組を実施する。</p>		

(1) コロナ禍ではあったが、実施方法等を工夫し、地域との連携事業を実施した。これにより、普段はなかなかできない体験等を実施することができ、多様な価値観に触れ、多様な学びを経験することができた。これらを単年度で終了することなく、次年度以降にも継続的に実施し、さらに有意義な活動となるようにしたい。各校で実施することのできた事業は以下のとおりである。

ミヤコタナゴ自然復帰プロジェクト	防災教育
沼環境整備	特別支援子ども大学
米作り体験	赤ちゃんふれあい体験
ひまわりの里づくり活動	ストレスマネジメント教育
NAMEGAWA ドリームプロジェクト	公民教育
自転車安全教育	ボランティア体験
中高連携（滑総・松女）	健康教育
食育教育	歯科教育
がん教育	性に関する指導
水分補給学習	

結果・成果・
改善事項等

(2) 交通安全教室には、東松山警察署と交通指導員の方に参加していただき、地域と連携しながら実施をした。普段登校の様子を見ている交通指導員の方々にも参加いただいたことで、普段の様子を基にした気をつけなければならないこと等の指導もいただくことができた。特に小学校1年生や中学校1年生は初めての経験で、慣れない登校になっているので、有意義な時間となった。

(3) 現在、宮前小22人、福田小21人、月の輪小16人の通学ボランティアがおり、合計で59人の通学ボランティアの方に小中学生の安全を見守っていただいている。町の広報を活用し、町全体への募集を2回実施したが、増員は困難な状況である。今後も継続的に周知を図り、人材発掘に努めたい。

人数は減少してしまっている現状はあるが、配置を工夫することにより、小中学生の安全は保つことができています。

評価	担当評価	教育委員評価	評価者評価
	A	A	A

施策名	【9】学びを支える環境づくり	担当	学校教育担当 教育総務担当
目的	教育内容や教育方法の変化に対応した多様な学習内容・学習形態に適応する施設や設備の整備の推進や学校図書館の整備・充実を図る。		
施策指標	高ストレスの職員0にすることで、健康で明るく働ける職場づくりを目指す。		
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和3年度
	高ストレス教職員 割合0%	高ストレス教職員 割合5.7%	高ストレス教職員 割合2.0%
	ICT 機器を活用した学習形態に対応した授業を行うためデジタル教科書を全教科数の半分の整備を目指す。		
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和3年度
	整備率 50%	各校の整備率 0.56% 2/360	各校の整備率 10.83% 39/360
	多様な学習内容や学習形態に対応するため、授業支援用のICT機器（電子黒板、プロジェクター）をすべての普通教室へ設置する。		
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和3年度
4校/4校	1校/4校	1校/4校	
実施内容	<p>(1) 教職員のストレスチェックを行い、現状の職員のストレスによる心の状態の把握を行った。</p> <p>(2) デジタル教科書をそれぞれの教科で導入することにより、効果的な学習を行うとともに、視覚的に学習を進めることが可能となるため、整備を進めた。</p> <p>(3) 授業支援用のICT機器を全ての普通教室に設置することにより、公平性を確保すると共に、効果的な授業実践ができるよう、教室環境の整備に努めた。</p>		

<p>結果・成果・改善事項等</p>	<p>(1) 滑川町全体における高ストレス者の割合は2.0%であり、昨年度の5.7%よりも減少した。また、1日の在校等時間が12時間以上の教職員が19.4%という結果で、昨年度の21.9%よりも減少した。高ストレス者の減少を図ることができたが、次年度以降は高ストレス者「0」を目指したい。また、ストレスチェックの実施率を100%にする。</p> <p>就労時間とストレスの関係については、就労時間が長くなるに従いストレスは上昇する結果となっている。日頃よりメンタルヘルスケアについて、正しい知識を身に付け、周囲の理解や協力を得やすくするなど、環境を整えていきたい。</p>
	<p>(2) デジタル教科書を導入することで、ICT機器を活用した学習形態を取り入れた授業の実践を行うことができるため、学校と検討し必要に応じて導入を進めた。全教科(小学校8教科(小1・小2:7教科、小3・小4:8教科、小5・小6:10教科)、中学校10教科)の半分に導入できるよう整備を進めている。また、文部科学省の「学びの保証・充実のための学習用デジタル教科書の実証事業」にも積極的に参加し、引き続きデジタル教科書の導入を図っていきたい。令和3年度の導入状況は以下のとおりである。</p> <p>【導入状況】39/360</p> <p>《宮前小》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童用：算数1, 2, 3, 4, 5, 6年 ●教師用：国語1, 2年 算数3, 4, 5, 6年 社会5, 6年 <p>《福田小》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童用：なし ●教師用：算数1, 2, 3, 4, 5, 6年 社会5, 6年 <p>《月の輪小》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童用：算数1, 2, 3, 4, 5, 6年 ●教師用：国語1, 2, 3, 4, 5, 6年 社会5, 6年 <p>《滑川中》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生徒用：国語1, 2, 3年 ●教師用：なし <p>(3) ICT機器の環境整備として、PCの快適な通信環境を構築するため、通信速度を見直し、より高速で大容量の通信に対応したプロバイダーと契約するなど改善を図っている。また、GIGAスクールサポーター</p>

	<p>を配置し、授業支援、ICT活用のマニュアル作成や研修会を開催するなど、年間で各校をのべ144回巡回訪問し、教職員のスキルの向上を図っている。また、授業支援用の電子黒板、プロジェクターを現状では宮小には3年生以上、月小には4年生以上、福小には全学年、滑中には東校舎と本校舎の4階の普通教室に設置している。今後、設置できていない学年の普通教室に設置を進めていきたい。</p>		
評価	担当評価	教育委員評価	評価者評価
	B	B	B

施策名	【10】学び続ける環境の整備	担当	生涯学習担当 図書館担当
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の多様なニーズに対応するため、情報収集に努めるとともに、公民館教室や講演会等の充実を図る。また、いくつになっても学べる機会があることにより、町民の学習意欲や知識の向上、仲間作りや生きがいに繋がることを目的とする。 ・学習機会と読書推進の場を積極的に提供することにより、大人から子供まであらゆる世代の知識の要求に応える。また、図書館が有効活用されることで、住民の文化的で豊かな人生の一助となることを目的としている。 		
施策指標	公民館教室等の参加人数の増員を目指す。		
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和3年度
	大人向け450人 子ども向け150人	大人向け439人 子ども向け129人	大人向け154人 子ども向け11人
	図書館事業「おはなし会（ブックスタートを含む）の参加人数の増加を目指す。		
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和3年度
	680人（年）	647人（年）	19人（年）
実施内容	<p><公民館事業></p> <p>(1) 公民館教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期5月～7月 3教室開講（1教室中止） 「なめがわ郷土かるたの旅」「レザークラフト」 「マスクお悩み」※中止 ・後期10月～12月 3教室開講 「寄せ植え」「リース作り」「美肌」 ・子供対象の公民館教室 <ul style="list-style-type: none"> 5月、6月予定 ふれあいクッキング教室 中止 8月26日 オンライン料理教室(ピザ・ゼリー) 8月 予定 夏休み工作教室 中止 12月23日 クリスマスケーキ作り教室 		

(2) 公民館講演会

9月～10月予定 中止

<図書館事業>

(1) おはなし会

期間：毎月第2、3水曜日及び第3土曜日

8月から10月及び2月から3月まで新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とした。

(2) 子ども読書の日おはなし会

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とした。

(3)七夕まつりおはなし会、クリスマスおはなし会

7月と12月に実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とした。

(4) 保健センターブックスタート^{※1}事業への協賛

期間：保健センターが実施する4ヶ月児検診時

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、保健センターで検診のみ実施した。対面しながらの活動になるためブックスタートは中止となった。

<公民館事業>

(1) 公民館教室

	教室名	参加人数(カッコ内はR2)
一般	前期5～7月	65人(20人)
	後期11～12月	89人(69人)
子供	ふれあいクッキング	中止(中止)
	夏休みお菓子作り	2人(中止)
	夏休み工作教室	中止(中止)
	クリスマスケーキ作り	9人(中止)

結果・成果・改善事項等

公民館教室はニーズや季節に合わせて開講しているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、感染拡大防止対策を施し、参加人数を抑えたうえで実施した。子供向けの教室については、中学校の家庭科室を借り、夏休みに初めてオンラインでの料理教室を行った。小学校5、6年生に限定して募集を行い、応募人数は少なかったが、参加者の家

族も交えて楽しく開催することができた。冬のクリスマスケーキ作りは3密を防ぐため、小学校6年生に限定して募集をし、出来上がったケーキは持ち帰る形で行った。

(2) 公民館講演会については新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とした。

<図書館事業>

(1) (2) 図書館で毎月行うおはなし会や4月に行う子ども読書の日おはなし会については、乳幼児から児童までを対象とし、図書館ボランティア団体の協力の下定期的に行っている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、8月から10月及び1月から2月まで中止とし、それ以外の月は予約制で人数を制限し、実施した。

(3) 7月に予定していた「七夕まつりおはなし会」及び12月予定の「クリスマスおはなし会」については、例年80人以上を集める行事のため、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とし、予約制にて通常のおはなし会に切り替えた。今後は感染拡大防止に留意し、おはなし会の周知と開催の実現に努めたい。

(4) ブックスタートについては、保健センターで実施されている4ヶ月児検診の際に、図書館が協賛する形で関わっている連携事業である。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から保健センターで検診のみ実施した。対面しながらの活動になるためブックスタートは中止となった。今後、再開した際に即協力できるように体制を整えておく。

① おはなし会 8回 参加者19人

② 子ども読書の日おはなし会 参加者0人

③ 七夕まつりおはなし会 中止、クリスマスおはなし会 中止

④ 保健センターブックスタート事業への協賛 中止

	担当評価	教育委員評価	評価者評価
評価	B	B 開催方法の検討し、事業を継続する必要がある。	B

施策名	【11】文化芸術活動の推進と文化遺産の保護		担当	生涯学習担当 文化財保護担当
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・学習や文化活動の機会を提供し、サークル活動を推進すると共に、その成果を発表する機会や文化祭等を開催することで、文化芸術活動の充実を図り、住民の参加意欲の向上を図る。 ・長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な文化遺産を、後世に継承するため、永く保護、保存し、広く活用を図ることにより、住民の文化的な生活向上に資する。 			
施策指標	公民館施設を利用して、自主的に活動する団体数の増加を目指す。			
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和3年度	
	80団体	77団体	65団体	
	エコミュージアムセンターでの文化財展の入館者の増加を目指す。			
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和3年度	
300人	248人	223人		
実施内容	<p><生涯学習担当の取組></p> <p>(1) 公民館事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月8日 第41回子どもまつり 縮小開催 ・9月予定 公民館講演会 中止 ・11月2日 第43回滑川町文化祭（～4日） ・11月20日 七つの祝い 式典中止 記念品贈呈・人形劇4部制として実施 ・1月9日 成人式 式典を2部制として実施 ・1月15日 郷土かるた大会 小学5、6年生のみ ・1月23日 囲碁将棋大会 中止 ・3月6日 文化活動発表会 中止 <p>(2) クラブ・サークル等については、町民の学習意欲・趣味などを共有する人たちの集まりとして、新規の設立を奨励するとともに、組織の育成を図った。また、各クラブ・サークルに対し、会員募集のための町内回覧を行った。</p>			

	<p><文化財保護担当の取組></p> <p>(1) 文化財展示の実施</p> <p>10月12日より6日間、比企地区巡回文化財展「比企の近代遺産」を開催した。また、町独自の企画展として1月18日より「福田地区に伝わる古文書展」、2月15日より「小学校と埋蔵文化財展」をそれぞれ2週間ずつ実施し、合計3つの文化財展示をエコミュージアムセンターにて開催した。</p> <p>(2) 文化財保護、活用活動</p> <p>① 埋蔵文化財の保護を目的とした、試掘調査を実施した。</p> <p>② 重要文化財泉福寺阿弥陀如来像の公開及び解説を行った。</p> <p>③ 個人住宅建設に伴い、羽尾地内の悪戸遺跡の発掘調査を行った。</p>																											
<p>結果・成果・改善事項等</p>	<p>(1) 公民館事業</p> <table border="1" data-bbox="432 891 1442 1720"> <thead> <tr> <th>日時</th> <th>事業名</th> <th>参加人数 (R2 人数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月8日</td> <td>第41回子どもまつり</td> <td>275人 (中止)</td> </tr> <tr> <td>9月・10月</td> <td>公民館講演会</td> <td>中止 (中止)</td> </tr> <tr> <td>11月2日～4日</td> <td>第43回滑川町文化祭</td> <td>13サークル (7サークル) 延べ422人 (200人)</td> </tr> <tr> <td>11月20日</td> <td>七つの祝い</td> <td>212人 85.9% (134人、68.4%)</td> </tr> <tr> <td>1月9日</td> <td>成人式</td> <td>149人、71% (134人、66%)</td> </tr> <tr> <td>1月15日</td> <td>郷土かるた大会</td> <td>71人 (中止)</td> </tr> <tr> <td>1月23日</td> <td>囲碁将棋大会</td> <td>中止 (中止)</td> </tr> <tr> <td>3月6日</td> <td>文化活動発表会</td> <td>中止 (中止)</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の事業の他、公民館教室はニーズや季節に合わせて開講した。その他の生涯学習に係る事業等はそれぞれの目的に即して、多くの町民が興味をもち参加できるよう継続して実施する。</p>	日時	事業名	参加人数 (R2 人数)	5月8日	第41回子どもまつり	275人 (中止)	9月・10月	公民館講演会	中止 (中止)	11月2日～4日	第43回滑川町文化祭	13サークル (7サークル) 延べ422人 (200人)	11月20日	七つの祝い	212人 85.9% (134人、68.4%)	1月9日	成人式	149人、71% (134人、66%)	1月15日	郷土かるた大会	71人 (中止)	1月23日	囲碁将棋大会	中止 (中止)	3月6日	文化活動発表会	中止 (中止)
日時	事業名	参加人数 (R2 人数)																										
5月8日	第41回子どもまつり	275人 (中止)																										
9月・10月	公民館講演会	中止 (中止)																										
11月2日～4日	第43回滑川町文化祭	13サークル (7サークル) 延べ422人 (200人)																										
11月20日	七つの祝い	212人 85.9% (134人、68.4%)																										
1月9日	成人式	149人、71% (134人、66%)																										
1月15日	郷土かるた大会	71人 (中止)																										
1月23日	囲碁将棋大会	中止 (中止)																										
3月6日	文化活動発表会	中止 (中止)																										

(2) 公民館利用サークルは、令和3年度末65団体となり、減少傾向にあるが、自主運営し活発に活動している。サークルの中には年齢層が高く活動を休んでいるグループも見受けられるが、公民館教室をきっかけにサークル結成へとつながり、ガーデニングサークル等の新たなサークルも増えている。各クラブ・サークル活動の周知のため、会員募集の町内回覧を行い、住民の参加意欲の啓発を図った。

(3) 文化財展示においては、10月に比企地区巡回文化財展「比企の近代遺産」を開催し、来場者数は49人だった。また、「福田地区に伝わる古文書展」は57人、「小学校と埋蔵文化財展」は117人の方々に御来場いただき、文化財展示の入館者合計は223人だった。令和3年度は、3種類の展示を行うことが出来た。町独自の企画展では、昨年度まで行ってきた土器展示に加え、古文書展示を行うことで、町の歴史を多角的に学べる機会を提供することに繋がった。コロナ禍ということもあり、目標値300人には及ばなかったが、今後も定期的に文化財展示を実施し、大人から子供まで幅広い層への文化財の普及啓発に努めていく。

(4) 文化財の保護、活用においては、昨年度発掘調査を行った堀之内I遺跡の発掘調査報告書を6月に刊行した。また、9月1日～10月27日にかけて、個人住宅建設に伴う緊急発掘で、羽尾地内の悪戸遺跡の発掘調査を行った。現在、出土した文化財資料の整理、分析を進めている。

① 試掘調査の結果

住宅 13件 公共工事 1件
民間開発 10件 合計 24件

② 泉福寺阿弥陀如来坐像参拝者に対する解説

個人 4件、団体 4件 合計8件

③ 発掘調査

悪戸遺跡（羽尾地内）発掘調査

評価	担当評価	教育委員評価	評価者評価
	B	B	B

施策名	【12】スポーツ・レクリエーション活動の推進	担当	生涯スポーツ担当	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーション活動を身近なものとし、町民の健康の保持と体力の維持向上を図る。 ・施設利用希望者等に情報を提供し、新規の活動団体の増加、体育施設利用の充実化を図り、スポーツ・レクリエーションを推進する。 			
施策指標	町内で活動するスポーツ団体の増加を目指す。			
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和3年度	
	40団体	35団体	35団体	
	町内で開催されるスポーツ大会の開催回数の増加を目指す。			
	目標値 令和7年度	計画作成時値 令和元年度	現状値 令和3年度	
	50回/年	47回/年	21回/年	
実施内容	(1) 町内の社会体育施設の利用を希望する団体・個人に、施設の利用情報や加入可能な団体の情報を紹介し、施設利用枠の調整を行うことで、町内で活動するスポーツ団体の増加及び、各種スポーツの競技人口の増加を図った。			
	競技ごとのスポーツ団体数			
	競技名	団体数	競技名	団体数
	バレーボール	7	陸上	2
	バスケットボール	5	ソフトボール	1
	サッカー	5	硬式テニス	1
	空手	3	ソフトテニス	1
	バドミントン	3	太極拳	1
	野球	2	インディアカ	1
	剣道	2	ボッチャ	1

	<p>(2) スムーズな大会運営及び準備ができるよう、会場となる施設の確保及び備品の貸出等を行い、各種目の団体がスポーツ大会を町内で開催しやすいように支援をした。また、コロナ禍における大会の安全な開催のため、感染症対策の確認・指導等を行い、感染拡大のリスク軽減を行った。</p>		
<p>結果・成果・改善事項等</p>	<p>(1) 町の主要社会体育施設である滑川町総合体育館が、新型コロナウイルスワクチン接種事業の集団接種会場となっており、利用可能日数が減少したことなどの影響もあり、コロナ禍におけるスポーツ団体の活動が減少していたが、新規の利用希望団体に既存団体の使用していた時間枠との調整等を行い、新規団体の活動機会の調整を図ることで、従前より幅広く町民の方がスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会を増やし、健康の保持と体力の維持向上の推進に寄与することができた。健康づくりや福祉の分野とも連携を行い、健康増進の教室・団体の増加を目指していく。</p> <p>(2) コロナ禍ではあったが、大会・イベント等開催のための感染防止対策チェックリスト等を作成し、学校やスポーツ協会、スポーツ少年団などの大会・イベントの開催を希望する団体に対して、開催方法の相談・会場調整等を行い、大会・イベントの運営を支援することができた。</p>		
<p>評価</p>	<p>担当評価</p>	<p>教育委員評価</p>	<p>評価者評価</p>
	<p>B</p>	<p>B</p>	<p>B</p>

第 3 部

教育に関し学識経験を有する者の意見

事務の点検・評価に当たっては、客観性を確保する観点から、元江南町教育委員会教育長 馬場 攻 氏と立正大学地球環境科学部准教授 北沢 俊幸 氏に評価者を依頼し、評価及びそれに関する御意見をいただいている。

主な意見は、以下のとおりである。

1 全体として

滑川町教育委員会は、国や埼玉県が示す教育行政重点施策を町の実態を考慮し、独自の具体策をもって教育活動を展開し成果を挙げてきている。実態に即した教育行政推進そのものが町民への説明責任となる。

今回の点検・評価は、5ヵ年計画となる「第3期教育振興基本計画」の初年度であり、「住んでよかった 生まれてよかったまちへ 住まいるタウン滑川 学んでよかったまちへ 人・まちをつなげ未来へつながる滑川町の教育」の基本理念を具体的施策の下、確実な実践をしていくことが期待される。

施策の確実な実践には、今までの実践を見直し、修正し課題を解決していくことを前提にしなければならない。滑川町の職員は常に前向きで町民の要望等に応えてきた。この姿勢の継続が確実な実践に繋がる。

初年度にふさわしく、教育委員会の事務の点検・評価制度の導入の意義をコンパクトにまとめ、どうして教育委員会の点検評価が必要なのかを改めて明確にしている。

教育に関する成果は、今日やったことの結果が明日に出るというものは少ない。しかし、結果が目に見えないというだけで、成果は必ずある。当たり前のこと、簡単なこと、取組の積み重ねが大切である。滑川町の職員は、一つ一つの施策の具現化を丁寧に粘り強く行い定着を図っている。コロナ禍の中、町民や子供たちに「今、何ができるのか」「今だからできること」は何なのかを基本的な対応としており、困難を克服してなんとか実践しようと「考えを持ち寄り工夫」している姿が頼もしい。

教育委員と教育委員会事務局が一体となり課題に取り組んでいることから、課題等に対して迅速で早期の対応ができる。各施策の具体化を視ると、「チーム滑川町教育委員会」の考え方が徹底している。滑川町全体が「一貫性を持った」体制になり、年々強固なものになっている。滑川町で働く職員は「一貫性」ということを意識して思考・実践していけばよいことになる。

数多い施策になっているが、活動の全てが、滑川町の児童生徒、住民をどうしたら幸せにできるだろうか、言い換えれば児童生徒、住民に寄り添ったものになっている。

2 考えたいこと

第3期滑川町教育振興基本計画がスタートした。今までの検証と成果を踏まえた施策の実現とともに、見通しを持った施策の実践が重要となる。新たなスタートの意識を持って取り組み、達成目標の意識を持っての実践に期待する。

コロナ禍により中止となった実践事項の補充、中止になったもので移行できるもの等漏れのないよう、状況を鑑み実践する必要がある。「何ができて」「何がまだなのか」をきめ細かく分析し、より具体的な活動の場の点検・評価を行うことにより、更に生きた教育活動の展開を望む。これは、いつでも、どこでも、どんな場面でも考えていかなければならない。

3 第一部 教育委員会会議及び教育委員の活動 P 7～12

・その都度新型コロナウイルス感染症の実情を把握し、開催、訪問等を実施し教育行政に隙間のないよう活動を展開している。この考え方が教育委員会の職員等に浸透している。

・学校訪問等については、コロナ禍により行事の参加は少なかったが、中止とする経過での考え方は今後の活動へ繋がるものとなる。

・教育課題の対応について事務局が情報提供を積極的に行い、幼稚園、小・中学校の課題について共有することができている。このことから解決についての糸口が可視化されている。

・各施策について「教育委員」による点検・評価が導入され「滑川町教育委員会」の強い意志と一体感を感じる。これは教育委員会の在り方に一石を投じている。例年記しているが、教育委員会が「報告の場」から「協議の場」へそして「活動の場」となっている。他の教育委員会では見られないものである。

4 第二部 教育委員会の主要施策

【1】確かな学力を育む教育の推進 P 14～19

・子供たち一人一人の学力を確実に伸ばす教育の充実のため、子供たちが現在の実力を知り、「どれだけ自分が伸びたか」を実感し、自信を深めていくことを大切にす。学力・学習状況調査の基本の考えを常に意識したい。

・「学力・学習状況調査」の結果を分析し、学校改善に活用することは大切である。結果が端的に示されており、学力向上に向けた方向性が共通理解されている。共通理解のための資料が大事になる。

・小中の国語、算数、数学の分析が示されている。結果において総じて言える共通事項は何なのか記載すべき。

・上記分析結果を受けて、具体的な授業改善推進のプログラムを作成して実践していくことが筋道であるが、滑川町は、授業改善に向けて全教職員参加型の話し合いが各学校等で行われている。全教職員が子供の実態を共通理解し指導に当たることは無駄のない教育に繋がる。

・授業改善が分析結果を基にした対策であるが、授業の中に「反復練習」の時間を確保することも大切である。滑川町の家庭学習についての考え方も徹底したらどうか。

・「主体的・対話的で深い学び」の実現は、教師が教えることにしっかりと関わり、子供たちに求められる資質・能力を育むために必要な学び方を考え、工夫、改善を重ねていくことである。

①「主体的学び」

学ぶことに興味・関心を持ち、自分のキャリア形成に向けて、見通しを持ち粘り強く取り組み、自分の学習活動を振り返って次につなげる。

②「対話的な学び」

子供同士の協働、教職員や地域の人の対話、先哲の考え方を手がかりにして、自分の学習を振り返り、考えを広め、深める。

③「深い学びの実現」

習得・活用・探究という学びの過程で、各教科の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら知識を相互に関連させ理解したり、情報を精査して考えたり、問題を見出し解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう。

・「主体的・対話的で深い学び」が目指すのは、学習の内容と方法の両方を重視し、子供の学びの過程を質的に高めていくことである。教師は子どもたちが、「何ができるようになるか」を明確にしながら、「何を学ぶか」という学習内容と、「どのように学ぶか」という学びの過程を大切にして授業に望まなければならない。滑川町の教師は誇れる指導技術を獲得しており、「主体的・対話的で深い学び」を常に意識した授業実践ができています。

・各校の研修・研究授業に指導者を派遣しての実施、教師の授業力量アップには欠かせないものである。

・タブレットを始めとするパソコンやスマホといったデジタル端末は、多くの人の生活に欠かせなくなってきた。そんな中でタブレット PC を使った授業の実践が着実に進んでいる。教育委員会の先を見通した研修計画、教職員の自主的な態度に感心する。一斉授業・学習環境の実現は教育活動全般にわたって活用できる。教職員や児童生徒への学習は今後益々重要になると考えるが、保護者への啓発をどのようにするかも大切になる。一体となった学習活動を推進する必要がある。

・デジタル教材の活用、教科指導における ICT の活用は、子供たちの学習への興味・関心を高め、深まる授業を実現する上で効果的であり、主体的・対話的で深い学びの実現に役立ってくるだろう。

・子どもたちの学力向上、教員の資質・能力の向上のため校内研修等指導者を多く招聘し具体的な研修を実施している。しかも、教師の指導技術向上のための研修が町全体の教師のものになっており、共通理解のもと今後の教育活動が展開されることに期待感がある。教育委員会の支援に教師の指導全般の技術が向上されると考える。

【2】豊かな心を育む教育の推進 P 20～23

・「規律ある態度」の達成目標は、毎日の学校生活や家庭生活において必要な基本的生活習慣や学習習慣の中から、これだけは必ず身に付けさせたい事柄(けじめある生活・礼儀正しく人と接すること・約束やきまりを守ること)を具体

的な行動目標として設定されている。滑川町小中学校は目標達成のために、月ごとの生活目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいる。取組は中学校を核として小学校と一貫性を持たせたものになっている。チーム滑川としての取組は大きな成果が期待できる。

- ・年度当初のアンケート実施により、児童生徒の実態と課題を把握し、道徳や学級活動等の授業を中心に学校教育活動全体の中で指導することは、規律ある態度を身に付けさせる上で効率的である。

- ・各学校が実態に即して具体的項目で指導を積み重ねている。細かな項目であり身につけているかどうかが見届けやすい。毎日の生活習慣なので徹底して身に付けさせたい。

- ・規律ある態度については、保護者、地域にいかに関わり協力してもらうことも大切になる。「登校時刻を守る」「靴をそろえる」「返事をする」「学習の準備」「あいさつ」等は学校だけでは徹底できない。滑川町では、一貫教育という立場での指導が展開されており成果が期待できる。

「規律ある態度を身につけるよさ」は学校での活動、効率のよい学習ができるということにつながる。「繰り返し」の指導と指導したことの見届けを習慣化することが重要である。

〈いじめの早期発見、早期解消〉

- ・いじめはどの学校でも、どの学級でも起こり得るという認識のもと、未然防止に取り組むと共に、いじめを把握した場合は速やかに対応し、解決する必要がある。この事を念頭に滑川町いじめ問題対策連絡協議会が設立されいじめの未然防止、早期発見、早期解消に努めている。継続した取組で徹底されており対策として安心感がある。

- ・いくつかの「いじめ」の問題は発生しているが、早期対応、対処、指導で解消している。日々の教師の観察や具体的な指導の積み重ねが早期対応、早期解消に結びついている。教職員の努力が素晴らしい。

- ・いじめ問題の解決のため、各学校における総点検及び、調査、道徳教育の充実、人権を大切にした各校の取組は効果的と考えられる。また、「全体」で取り組むということを常に意識し「いじめ0」「いじめ解消率100%」を目指して欲しい。教育振興基本計画の「核」となる「一貫教育」の考え方を徹底することも大切である。

【3】健やかな体を育む教育の推進 P24～27

- ・一日のスタートは「朝ごはん」からと考える。朝食欠食0を目指す考え方に賛成である。朝食の大切さを知り、朝食の取り方を見直し、自分から進んで朝食を取る態度を身に付けたいものである。

- ・児童生徒が朝食を摂らないことについては、「摂らない」理由もあると考えられる。この点も考慮し、栄養教諭を中心に授業や学級指導での対応が必要である。

- ・核家族化、女性の就労率の高まり等家庭内の環境の変化も朝食欠食に関係し

ているように考えられる。

- ・取組として、学校での「食育」「給食」指導、懇談会、学校・学級便り等での情報発信から朝食をとることの大切さを強調する必要がある。

- ・新体力テストの結果から、「立ち幅跳び」「ボール投げ」などの瞬発力系の種目に課題がある。課題が明確になっていることから対応策もハッキリしている。

- ・体を動かすことによって高められる体力は、人間の活動の源であり、健康の保持・増進の他、意欲や気力の充実に大きく関わっており、人間の発達・成長を支える要素となる。埼玉県では児童生徒の「体力向上」を目指し、「教育に関する3つの達成目標」の中に「体力」の項目を設け、児童生徒の体力向上を目指した経緯がある。滑川町でもこれらのことを総合的に捉え、各学校での課題への取組を、町として具体的な実践を行い、成果を挙げている。

【4】教育的ニーズに応じた教育の推進 P 28～31

〈不登校〉

- ・不登校児童生徒は全国の統計からも増加していることがハッキリしている。原因は多様で、怠学、学校への不適應、友だち関係、不安の高まり、自信喪失等が考えられる。滑川町ではその対策として、小学校では、SSWの活用で登校刺激を与えるだけでなく、福祉の面からも家庭をフォローしている。このことから、児童生徒本人の問題だけでなく、家庭全体、学校だけでなく、町全体で支援する体制がとられている。考え方として筋道の通ったものである。

- ・中学校では、従来の「保健室」「さわやか相談室」への登校支援に加えて、学習支援室「つぼみ」を開設し、学力の悩みに寄り添い、生徒の登校支援を行っている。「つぼみ」は効果的に活用されており、不登校解消のための一つの具体策になっている。

- ・不登校児童生徒への対応は、担任が抱え込んでしまうことや、事後の対応やケアなどの対症療法的なものが中心となる傾向がある。滑川町では不登校を生み出さない魅力ある学校づくりや不登校の兆候の早期発見、対応の視点を重視した積極的な取組が併せて行われている。「つぼみ」の効果的な活用がよい例である。成功例の分析を行い、積み重ねの指導を行い、他の教育活動に活用することを考える必要がある。

〈特別支援教育〉

- ・特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な指導及び必要な支援を行うものである。このことを基本として、目標を明確にした取組がされている。

- ・個別の支援が必要な子供、日本語指導の必要な子供、通学等において安全確保が必要な子供等、就学前の相談から早期に子供の状況を把握し具体的な支援計画を立てている。この早い対応が子供たちの自立に役立つと考える。

- ・学習全般、日本語、通学、生活、その他、子どもの状態・様子において「支援員」を増員している。このような配置により一人一人の子供の個性、特徴に

あった対応ができ、子供の学校生活は充実すると考えられる。

- ・学校における特別支援教育で重要なのは、毎日の生活の中ですべての教職員が同じ考え方で児童生徒に接し指導に当たることである考える。

- ・特別支援教育の充実のために学習支援員を配置し児童生徒一人一人の個性、特性に応じた対応は効果のある支援であると考え。子供を見る目が多くなればなるほど、一人一人への対応もきめ細かくなると考える。

- ・特別支援学級への入級について、学級の公開、授業の様子、情報の発信等考えられることについて全て行っている。それぞれの児童生徒の特性、障害は多様であり入級指導は困難な場合が多い。学校、町での考え方の浸透が大切である。

- ・「親の学習」は、親が親として育ち、親としての力を付ける学習である。記載されているように、親同士の交流を図り、子育ての不安を少しでも軽減することが重要である。

- ・コロナ禍の中、変更を余儀なくされたものもあるが、「できることは何か」を視点にしての対応が見えてきている。県教育委員会作成の子育て「3つのめばえ」について講師を依頼しての講演は効果的なものである。

【5】円滑で継続性・連続性のある教育の推進 P 3 2～3 3

- ・一貫教育の考え方を具体的な場を通して実践している。滑川町の特色となるよう更なる進化を望む。

(幼・保・小の連携)

- ・幼保小の連携に「規律ある態度」を取り上げ徹底の方向で取り組んだこと、大変よい発想である。

- ・各校の運動会に新入児種目を設定し、小学校行事に参加している。子供たちの元気で晴れ晴れとした顔が浮かぶようである。保護者の安心の一助となる。

(小・中の連携)

- ・中学校の「ひまわり活動」を小学校と連携して実施している。中学校教諭が小学校へ行き、中学校の様子を伝達、中学校の授業を体験させることができている。子供の不安解消、中1ギャップを抑えることに繋がっている。目的が明確で素晴らしい取組である。

- ・最終的に、「小中の教師の授業の交換」などもできれば素晴らしい。

(幼稚園における一時預かりの充実)

- ・年間利用者の増加だけでなく、預かりの内容を工夫することも重要。

【6】夢や志を持ち挑戦する力 P 3 4～3 5

- ・子供たちが「働くことの喜び」や「世の中の実態や厳しさ」等を知った上で、将来の生き方や進路に夢や希望を持ち、その実現を目指して、学校での生活や学びに意欲的に取り組めるようになることが必要である。そのためには、「学校から社会・職業の移行」を円滑にし、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身に付けることができるようにすることが重要である。これが、キャリア教育の目的である。

・これらの内容を受けての、夢や志、タイトルの実現に挑戦する滑川町教育委員会の姿勢にピッタリである。

・「NAMAGAWA ドリームプロジェクト」の発想が素晴らしい。指示された体験でなく、自分たちに何ができるか、事業所では何をしたいかを自ら考え、計画を創造し活動する。創造的でキャリア教育の理念を進化・拡充したものになっている。

・中学生自身が「地域貢献や生きる力や考える力を、身を持って経験・体験することができた」と、8割の生徒が感じている。素晴らしい計画・実践であったことが分かる。

・繰り返しになるが、生徒が「働くことの喜びや」「世の中の実態や厳しさ」などを知った上で、将来の生き方や進路に夢や希望を持ち実現を目指して学校の活動を充実したものにするというキャリア教育の基本を徹底し、更なる発展を期待する。

【7】学校における指導体制の改善 P 36～37

・教職員の不祥事防止、教職員の負担軽減の問題は、今の学校教育の中で取り上げなければならない問題と考える。町としての不祥事防止に関する研修、タイムマネジメントやワークライフバランス等の研修からデータに基づいた働き方改革についての考え方は、教職員が安心して勤務できる内容であると考えられる。

・教職員は、教育公務員として法律等を遵守すること、人間として倫理観・道徳観が強く求められていること、は当然のことになる。当たり前なのが当たり前前にできる、このことが身についていることを望む。

・たった一人の教職員の事件・事故で、教職員全体の信頼が大きく損なわれる。軽率な言動で厳しい批判を浴びることもある。町民の負託を受けて教育に携わる教職員の生活態度は、社会に大きな影響を与える立場にあることを自覚することが必要である。

・町独自の不祥事防止研修会、各校における倫理確立委員会での事例研修等は、教職員が日々の生活から教育公務員としての自覚を持ち、教職員自らが自分を守ることに繋がる有意義な取組である。

〈中央教育審議会への答申 学校における働き方改革の総合的な方策について〉

①学校が担うべき業務の在り方について

②教職員や専門スタッフが担うべき業務の在り方、役割分担について

③教員が子供の指導に使命感を持ってより専念できる学校の組織運営体制の在り方及び勤務の在り方について

詳細については、県や市町村教育委員会で協議し管理規則等に明示することになる。主なものは、学校運営体制の強化・充実を図ること、各職種の役割や主任の在り方、学校運営を支える事務職員など、学校運営組織体制づくり、勤務時間制度及び勤務時間管理などがあげられる。

滑川町の取組は、

・教職員負担軽減の大きな目的である「子供」と向き合う時間の確保や教

材研究の時間を確実に確保する。このことをデータをもとに実践していく考え方は効果的で効率的な考えである。教職員の日々の活動から時間を確保することは難しいが、軽減に向けての取り組みに期待する。

【8】 家庭・地域の方を生かした教育の推進 P 38～39

・学校運営協議会は、地域住民や保護者による学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校とこれらの人々との連携・協力を促進していく取組が基本になる。

・コミュニティスクールは、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標に向けてともに協働していく仕組みと考える。このことから、中学校を核としての活動は、町全体に方針を理解していただくのに効率的と考える。

・コロナ禍ではあるが、事業実施の方法を工夫し、地域との連携事業を行った。他事業において普段「体験」できない取組を実施した事により、多様な価値観、多様な学びを経験することができている。正に地域の教育力の活用であると言える。

・学校における交通安全教育は、交通安全のきまりの理解や、進んできまりを守り安全に行動できる能力・態度・習慣を育て、更に潜在化する危険を予測して、それに即応できる行動力を育成することが目的である。安全に行動できる能力・態度・習慣を身に付けさせるために見守っていただく通学ボランティアの役割は大きい。

・東松山警察署と交通指導員による、交通安全教室の実施は地域との連携で有意義なものになっている。

・また、交通指導員、通学ボランティアの方は学校と地域をつなぐ役割も果たしている。人材の確保は難しいと思うが根気強くあらゆる機会を通じて募集し目標値に近づけてほしい。

【9】 学びを支える環境づくり P 40～42

・埼玉県教育委員会は、「学校における働き方改革基本方針」を示している。この基本方針は、「教職員の健康を意識した働き方の推進」「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」「教職員の負担軽減のための条件整備」「保護者や地域の理解と連携の促進」からなっている。

・教職員が心身共に健康で充実した日々を送ることが、学校における教育活動の質を高めることとなり、その結果学校が、子供たちにとってより楽しく魅力ある場になると考える。

・上記のことを受けて、町として教職員のストレスチェックを行い、データを基にした対策を講じている。就労時間とストレスの関係のデータは個人的に興味深いものである。

・教育環境の整備、ハード・ソフトについて計画的に整備されている。

・GIGA スクールサポーターを配置し、授業支援、ICT 活用のマニュアル作成や研修会を数多く実施し、教職員のスキルを高めるよう努力している。

- ・教科書等のデジタル化は今後進むことが予想される。計画的な配備と使用することのメリット、デメリットも考える必要がある。
- ・セキュリティ対策、故障等への対応がスムーズにできるような体制づくりも必要不可欠になる。

【10】学び続ける環境の整備 P 43～45

- ・生涯にわたっての学習や文化活動を提供し、町民の資質の向上、生活の向上を目指した取組は町の活性化のために有意義な活動となる。町民のニーズに対応するため情報収集や公民館教室、講演会の実施は的確な事業である。
- ・町民の学習意欲を喚起することや、そこから発生する仲間意識、生き甲斐を見い出そうとする取組は生涯学習の基本である。
- ・町民への学習機会と読書推進の場を提供することは、生涯にわたって学び続ける人を育成するために大切な事項である。
- ・公民館教室については、コロナ禍において開催方法の変更、参加人数の制限等開催していく努力と大変さが伝わる。
- ・子ども向けの教室の開催は、中学校の家庭科室を利用しオンラインにより料理教室を実施し、参加者に家族を含めたのはよい試みである。他の事業でも考えてよいのではないか。
- ・図書館における「おはなし会」「読書の日おはなし会」どちらも今の子供たちに話を聴いて、心を落ち着かせ、新しいものを創造していく心を育てるのに重要な事業である。
- ・図書館ボランティア団体の方の協力をいただき目に見えない成果を挙げている。ボランティアの方に継続して引き受けてもらうこと、募集すること、見通しをもって計画的に行う必要がある。
- ・安全確保について幅広く考え、コロナ感染防止に努めている。事業の事前準備等もあり大変だが、継続した取組が重要である。

【11】文化芸術活動の推進と文化遺産の保護 P 46～48

- ・公民館施設を利用し自分の生き方を考え・高めたり、仲間との交流を深めたりする自主的な活動を支援することは、正に生涯学習の原点である。町民が「自ら進んで活動」するためには、明確な目的意識がなければ前には進まない。そのために、成果を発表する場を設定することが重要である。文化祭を開催する等して、町民の学習意欲を喚起する必要がある。「自主的」というところに「意味」がある。
- ・公民館利用サークルは減少傾向だが、新たなサークルの立ち上げの動きもあるようで担当者の努力が実っている部分も伺える。
- ・事業の中止、工夫しての開催、町民の学習しようという気持ちを考えての適切な判断に感心する。常に町民のことを念頭に考えている様子が見える。
- ・文化財展示、比企地区巡回文化財展「比企の近代遺産」の開催、「福田地区に伝わる古文書展」「小学校と埋蔵文化財展」等の開催において入館者数が多数いることはすばらしい。文化財ということから、興味・関心を起こさせること

が大事である。担当者が考えているように、大人から子供まで幅広い年齢層に入館してもらえよう今後も努力して行って欲しい。このことが、町の「歴史」になっていくものと考え。

- ・昨年度の点検・評価では、文化財の展示を場所を変えて実施したら、入館者が大幅に増えたことが記されていた。計画、準備、啓発等が町民等の心を捉えたのだと思う。

- ・文化財の保護・活用について、堀之内遺跡の発掘調査の報告書の刊行、個人住宅の緊急発掘で羽尾地内の悪戸遺跡の調査、発掘調査は根気のいる仕事であるが、大人や子供たちが、昔の文化財から「今」を見る、あるいは「今」から「昔」を見る、このようなことが文化財のもっている魅力と考える。

【12】スポーツ・レクリエーション活動の推進 P49～50

- ・主要社会体育施設である町の総合体育館の使用日数が限定されたにもかかわらず担当の努力で、既存団体、新規団体の活動機会の調整ができ目的を維持することができている。このことにより、幅広い町民層の参加があり、健康の保持と体力向上を推進することができている。施設使用のきまり、時間枠の調整等については、活動する町民の理解を得るための大変であるが、継続的な努力を期待する。

- ・町内で活動するスポーツ団体が目標値の40団体には届かないが、35団体は維持できている。日頃の地道な努力と啓発の賜と考える。記載されているように登録団体の数が目標値に近づくということは、町民の健康や体力の保持に繋がる。

- ・スポーツ加盟団体の育成・支援、体育施設の利用については、各団体の申し込みの調整、施設の管理、備品等の整備など毎日が準備の連続である。根気強く町民の要望に応えてほしい。

- ・コロナ禍であるが、感染防止対策のチェック表を作成し、関係者と入念な打ち合わせを行い大会の開催にこぎつけた。「今できること」は何か、を検討し実践した貴重な取組である。実施できたという「経緯」の筋道を他の事業の開催をするに当たっての財産としてほしい。

5 結びに

令和3年度は、第3期滑川町教育振興基本計画（令和3年度～令和7年度）の初年度であり、計画に示された3つの基本目標の下、12の施策について各種事業に取り組み始めたところである。「住んでよかったまち 生まれてよかったまちへ 住まいるタウン滑川」を踏まえ、「学んでよかったまちへ 一チーム滑川での教育」を推進した。町への誇りと愛着を持つ人の思いをつなぎ、受け継いできた古き良きものと新しい知恵・技術をなくてはならないものとなるよう町民の心にしみ込ませ、社会的・職業的に自立し他者と共生することで、社会に貢献する人材を育成することを目指している。

令和3年度もコロナ禍により、例年どおりに事業を実施することは困難な状況が続いたが、実施方法を工夫するなどし、可能な限り事業を実施した。

このような状況下で、本年度は新たな5カ年計画の初年度として、12の施策のうち4の施策において「A」の評価を得ることができた。

町の実態を考慮し、これに即した独自の具体策をもって教育活動を展開し、成果を挙げていること、本報告書による町民への説明責任を果たしていること、そして、取り組んでいる点検・評価が定着し、新たな方向性が示せていることについて、評価者より評価をいただいた。

令和4年度も各事業を進める中で、今回の評価者からの御指導を生かし、施策指標や取組の見直しを行い、より系統的かつ有機的な活動を目指していく。今後もコロナ禍が懸念されている状況ではあるが、工夫を重ね、この状況下で何が必要か、何ができるかを模索して取組んでいきたい。

国や県の動向を的確に捉え、学校・家庭・地域が一体となった第3期滑川町教育振興基本計画を着実に推進していくことにより、本町の教育行政の更なる発展を図っていく。

目標1 新しい時代を切り拓いていく「生きる力」を育む
—社会的・職業的に自立するための基礎を培う—

施策1 確かな学力を育む教育の推進

- ① 「埼玉県学力・学習状況調査」「全国学力・学習状況調査」等の結果分析と指導方法の改善
- ② 外国語教育の充実
- ③ 情報活用能力の育成

施策2 豊かな心を育む教育の推進

- ① 読書活動の推進
- ② いじめ防止対策の推進
- ③ 教育相談活動の推進
- ④ 人権教育の推進

施策3 健やかな体を育む教育の推進

- ① 食育の推進
- ② 児童生徒の体力の向上

施策4 教育的ニーズに応じた教育の推進

- ① 共生社会を目指した「多様な学びの場」の充実
- ② 不登校の未然防止の推進

施策5 円滑で継続性・連続性のある教育の推進

- ① 幼児期からの教育の推進
- ② 義務教育9年間の系統性のある教育の充実

施策6 夢や志を持ち挑戦する力を育む教育の推進

- ① 一人一人のキャリア形成と自己実現に向けた教育の推進
- ② 社会で活躍できる多様な力を育成する教育の推進

目標2 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上を図る

—学校・家庭・地域が互いに育て合い、子ども・地域を支える—

施策7 学校における指導体制の改善

- ① 教員の資質・能力の向上
- ② 教職員の不祥事の根絶に向けた取組推進と服務上の問題への対応

施策8 家庭・地域の力を生かした教育の推進

- ① コミュニティ・スクールの設置とその充実
- ② 子どもの安全・安心の確保と安全教育の推進

施策9 学びを支える環境づくり

- ① 学校 ICT 環境の充実
- ② 学校における働き方改革の推進

目標3 いくつになっても共に学び続けられる環境で、生涯学習を充実し、次世代に引き継ぐ

—町民が町の文化芸術、スポーツを育てる—

施策10 学び続ける環境の整備

- ① 多様な学習機会の提供
- ② 読書に親しめる環境づくり

施策11 文化芸術活動の推進と文化遺産の保護

- ① 文化芸術活動への参加の促進
- ② 文化遺産の魅力発信と学ぶ機会の充実

施策12 スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ① スポーツやレクリエーションに親しむ機会の提供

施策1 確かな学力を育む教育の推進

① 「埼玉県学力・学習状況調査」「全国学力・学習状況調査」等の結果分析と指導方法の改善

- ◆ 学力の経年変化を的確に把握することにより、指導方法の改善、専門的な知識・技能の向上につなげます。

○小・中学校合同学力向上推進事業(学校教育担当)

② 外国語教育の充実

- ◆ 小・中学校の一貫した学びを構築し、教員の指導力や専門性の向上を図り、外国語が好きで、自分の思いどおりに使いこなせる「好きで使える」を身に付けた子どもを育成します。

○小中一貫した学びを構築する外国語スタンダード作成事業(学校教育担当)

③ 情報活用能力の育成

- ◆ 1人1台のタブレットPC等の有効活用を図りながら、プログラミング教育を推進し、ICTなどを活用した学習活動を充実するとともに、情報社会のルールや情報セキュリティ、情報モラルの指導を行います。

○滑川町ICT推進(学習活動の充実・情報モラル)事業(学校教育担当)

施策2 豊かな心を育む教育の推進

主な取組

① 読書活動の推進

- ◆ 学校・家庭・地域において、子どもたちが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実を図ります。また、子どもたちの読書活動推進に関する啓発・広報を行います。

○読書活動の習慣化に向けた活動促進事業(学校教育担当、図書館担当)

② いじめ防止対策の推進

- ◆ いじめの予防・解消に向けた積極的な認知と早期対応をするとともに、いじめ「0」の防止の取組を行います。また、ネットいじめやトラブルから子どもたちを守るための取組を行います。

○生徒指導推進体制構築事業(学校教育担当)

③ 教育相談活動の推進

- ◆ SC、SSWなどと連携を図り、教育相談活動を充実させ、「安心」を確立します。

○教育相談連携事業(学校教育担当)

④ 人権教育の推進

- ◆ 12の人権課題と性的マイノリティ（セクシャルマイノリティ）などその他の課題の理解を、学校・家庭・地域において深め、人権感覚育成プログラム等を活用し、児童生徒の人権感覚を育成します。

○人権感覚育成プログラム活用事業(学校教育担当)

施策3 健やかな体を育む教育の推進

主な取組

① 食育の推進

- ◆ 子どもたちが望ましい食生活を身に付けるとともに、学校・家庭・地域が連携し、食に対する関心・理解を深めます。

○朝食欠食0事業(学校教育担当)

② 児童生徒の体力の向上

- ◆ 生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を育てるために、体育授業を中心とした教育活動全体を通して、運動やスポーツの楽しさや喜びに触れさせるとともに、運動をすることで、運動の特性を楽しめる授業を実施し、体力を高める工夫をします。

○体力向上推進(体力テスト体力目標達成)事業(学校教育担当)

施策4 教育的ニーズに応じた教育の推進

主な取組

① 共生社会を目指した「多様な学びの場」の充実

- ◆ 小・中学校における通常学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を確保するための学習環境整備に取り組みます。

○特別支援教育におけるICT活用事業(学校教育担当、教育総務担当)

② 不登校の未然防止の推進

- ◆ 中学校で増加する不登校生徒の未然防止、早期発見・早期対応を図るため、小・中学校9年間の学びと育ちの連続性を重視した教育を展開します。また、学校と家庭の連携を密にするとともに、学校での居場所づくりを推進します。

○不登校0事業(学校教育担当)

施策5 円滑で継続性・連続性のある教育の推進

主な取組

① 幼児期からの教育の推進

- ◆ 小学校教育への円滑な接続を図るため、幼児と児童、保護者同士の交流活動などの支援に取り組みます。

○幼保小連携事業(学校教育担当)

② 義務教育9年間の系統性のある教育の充実

- ◆ 小・中学校9年間にわたる児童生徒の学びと育ちの連続性を重視した教育を展開することで、学習意欲の向上や小学校から中学校への円滑な連続を推進します。

○小中合同学力向上推進事業(学校教育担当)

施策6 夢や志を持ち挑戦する力を育む教育の推進

主な取組

① 一人一人のキャリア形成と自己実現に向けた教育の推進

- ◆ 児童生徒が明確な目的意識を持って、主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、自らがその活動を記録し、蓄積する教材などを活用しながら、発達の段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を推進します。また、町内周辺の企業との連携を強化します。

○キャリアパスポート活用事業(学校教育担当)

② 社会で活躍できる多様な力を育成する教育の推進

- ◆ 社会人・職業人として自立できるよう、地域や企業と連携協力し、児童生徒の勤労観・職業観を育成するとともに、コミュニケーション能力や問題解決能力等を育みます。
- ◆ 問題解決に向けて自ら考え行動を起こすことができる担い手を育てるため、持続可能な開発のための教育(ESD)を推進します。

○ひまわり活動事業・里山プロジェクト事業の推進

(学校教育担当、生涯学習担当、文化財保護担当)

施策7 学校における指導体制の改善

主な取組

① 教員の資質・能力の向上

- ◆ 新たな学びへの対応である「情報化」に関する知識的な理解を踏まえ、授業におけるICTの効果的な活用指導力や、「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善を目指し、教職員のライフステージに応じた総合的・体系的な研修などを学校内外で充実します。

○滑川町ICT推進(学習活動の充実・情報モラル)事業(学校教育担当)

② 教職員の不祥事の根絶に向けた取組推進と服務上の問題への対応

- ◆ 不祥事根絶のための研修について、不祥事の事案に応じた内容や手法を工夫・改善することで、嗜癖に起因する不祥事を未然に防止し、倫理観の向上を図ります。

○若手教職員の不祥事の根絶に向けた取組推進事業(学校教育担当)

施策8 家庭・地域の力を生かした教育の推進

主な取組

① コミュニティ・スクールの設置とその充実

- ◆ 管理職のリーダーシップの下、地域住民や保護者等の学校運営への参画を促進するため、コミュニティ・スクールの設置とその充実を図り、町全体で児童生徒に関わることのできる協働的な活動を行います。

○コミュニティ・スクール設置促進・充実事業(学校教育担当)

② 子どもの安全・安心の確保と安全教育の推進

- ◆ 安全意識の向上や、危険を予測し回避する能力と行動が身に付くように、避難訓練や安全教育を実施します。また、地域との連携を図り安全を確保します。

○防災教育・安全教育推進事業(学校教育担当)

施策9 学びを支える環境づくり

主な取組

① 学校 ICT 環境の充実

- ◆ GIGA スクール構想による学習用タブレット PC を始めとする ICT 機器等を導入することで、高機能及び多機能な学習環境の整備充実に努めます。また、情報社会のルールや情報セキュリティ、情報モラルの指導を行います。

○滑川町ICT推進(学習活動の充実・情報モラル)事業(学校教育担当)

② 学校における働き方改革の推進

- ◆ タイムマネジメントやワーク・ライフ・バランス等に関する研修等を実施し、教職員の意識改革と業務改善を推進します。勤怠管理システムの活用を図り、在校時間の把握と共に、仕事内容の精選に取り組みます。また、ふれあいデーや学校閉庁日等を実施し、休みやすい環境の整備も引き続き推進します。

○勤務時間を除いた在校時間月80時間以上教職員0事業(学校教育担当)

施策10 学び続ける環境の整備

主な取組

① 多様な学習機会の提供

- ◆ 町民の多様なニーズに応じた学習機会の提供に努めるとともに、県や関係機関と連携し、生涯学習情報の提供に努めます。

○オンラインによる公民館教室実施事業(生涯学習担当)

② 読書に親しめる環境づくり

- ◆ 町立図書館の整備・充実を図り、読書に親しめる、よりよい生涯学習の場となるよう環境や体制の構築に努めます。

○子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

施策 11 文化芸術活動の推進と文化遺産の保護

主な取組

- ① **文化芸術活動への参加の促進**
 - ◆ 町の特徴的な資源を生かした活動を取り入れたり、発表会や文化祭等を開催することで、文化芸術活動の充実を図り、町民の参加意欲の向上を図ります。
 - 文化芸術活動作品展の常設展示事業(生涯学習担当)

- ② **文化遺産の魅力発信と学ぶ機会の充実**
 - ◆ 展示会を企画実施し、文化財の魅力を発信します。また、町の特色ある文化景観、衣食住を含めた民俗文化などの保護意識の醸成を図るとともに、文化財に触れ学ぶ機会の充実を図ります。
 - 巡回文化財展「比企のタイムカプセル」の開催を中心とした展示企画事業(文化財保護担当)

施策 12 スポーツ・レクリエーション活動の推進

主な取組

- ① **スポーツやレクリエーションに親しむ機会の提供**
 - ◆ 町民のライフスタイルに応じて、年齢や性別等にかかわらず、生涯にわたりスポーツに親しむ生涯スポーツや可能性を追求する競技スポーツなどに親しむことができるよう、様々なスポーツやレクリエーションを展開し、それらに親しむ取組を推進します。
 - コロナ禍におけるスポーツ・レクリエーション活動推進事業
(生涯スポーツ担当)

用語解説

注	用語	解説	ページ
1	合議制	執行機関を複数の人によって構成させる制度である。内閣やあらゆる委員会が合議制に当たる。合議制の機関は、その権限の範囲内の意思決定については、その組織内の他の機関から指揮監督を受けないのが一般的である。	3
2	レイマンコントロール	layman control。laymanとは「素人」の意。政治や行政の一部を一般市民に委ねる方法である。教育委員会評価においては、laymanを「一般常識人」と解すべきであり、レイマンコントロールは、専門家（この場合は、教育委員会事務局の行政官）だけの判断に偏することなく、住民のニーズを適切に施策に反映させる仕組みである。	3
3	総合教育会議	首長が招集し、首長と教育委員会を構成員とする。総合教育会議では、(1)大綱の策定に関する協議、(2)教育の条件整備など重点的に講ずべき施策についての協議、(3)児童生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整する。	8
4	A L T (外国語指導助手)	Assistant Language Teacher。小中学校で、外国語活動や英語の授業の補助する外国人講師。	11
5	全国学力・学習状況調査	<全国学力・学習状況調査> 文部科学省が実施する、全国的に子供たちの学力・学習状況を把握するための調査。小学校第6学年及び中学校第3学年を対象としている。	14
6	県学力・学習状況調査	<埼玉県学力・学習状況調査> 埼玉県の子供たちの学力や学習状況を把握するための調査で、小学校第4学年から中学校第3学年を対象としたもの。学習内容の定着度や一人一人の学習の伸びを把握することで、教育施策や指導の改善を図る。この調査では、学力のほか、自制心、自己効力感、勤勉性、やり抜く力等、非認知能力についても調査している。	14
7	新学習指導要領	「学習指導要領」とは、全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準である。およそ10年に1度、改訂している。前回の改訂は2015（平成27）年に一部改正があり、道徳の「特別の教科」化がなされた。	14

8	教育に関する 3つの達成目標	<p>「学力」(=知)、「規律ある態度」(=徳)、「体力」(=体)の3分野について、小・中学校の各学年で確実に身に付けさせたい基礎的・基本的内容を具体的な目標として定めたもの。</p> <p>平成25年度で、学力と体力に関する調査は終了し、学力は、埼玉県学力・学習状況調査で調査し、体力は新体力テストのみとなった(体力の調査は、新体力テストの結果を使用していたため、大きな変更はなかった)。</p> <p>規律ある態度の調査も、埼玉県学力・学習状況調査の質問紙調査の一部として組み込まれ、毎年4月に実施されている。それに伴い、小学校第2・3学年の調査も4月に行われている(第1学年は入学して間もない時期での実施のため、調査の実施は任意である)。</p>	20
9	家庭教育アドバイザー	<p>子育てに関する不安や悩みを持つ親などに対してアドバイスや相談活動を行う「子育てアドバイザー」と「親が親として育ち、力を付けるための学習」や将来親になる中学生・高校生への「親になるための学習」を支援する「親の学習」指導者の双方の活動を行うことができる人材のことである。</p>	28
10	コミュニティスクール	<p>コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律(地教行法第47条の5)に基づいた仕組みである。</p>	38
11	保健センターブックスタート事業	<p>4か月児検診時に、赤ちゃんと保護者に絵本を開く楽しい体験と一緒に絵本を手渡し、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動</p>	44

滑川町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の視点に立った町教育行政の推進を図り、町教育行政に関して町民に対する説明責任を遂行するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第27条の規定に基づき滑川町教育委員会（以下「委員会」という。）が行うその権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象とする事務は、点検及び評価を行う年度の滑川町教育委員会の「滑川町教育行政重点施策」に定める施策に関する事務のうち教育行政の推進上重要な課題に係るもの（以下「対象事務」という。）とする。

(点検及び評価の実施)

第3条 委員会は、点検及び評価として、毎年度1回、対象事務の取組の状況並びに対象事務の実施による成果及び課題を整理して、委員会の権限に属する事務の今後の取組の方向性を明らかにするものとする。

2 委員会は、前項の規定による点検及び評価の結果を取りまとめるときは、あらかじめ、その内容について、有識者の意見を求めるものとする。

(点検及び評価に関する有識者)

第4条 教育に関する学識経験を有する者等の知見の活用を図り、点検及び評価の客観性を確保するため、滑川町教育委員会事務事業点検及び評価に関する有識者を置く。

2 有識者は、委員会の求めに応じ、委員会が行う対象事務の点検及び評価の結果について意見を述べるものとする。

3 有識者は、教育に関し学識経験を有する者、その他教育委員会が必要と認める者とし、委員会が委嘱する。

4 有識者の任期は、委嘱した日から委嘱した日に属する年度の末日までとする。

5 有識者は、再任されることができる。

6 有識者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(議会への報告等)

第5条 点検及び評価の結果については、報告書を作成して滑川町議会へ提出するとともに公表するものとする。

(点検及び評価の結果の活用)

第6条 点検及び評価の結果は、教育施策の企画立案等、効果的な教育行政の推進等に活用するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

